

最近の大気環境、騒音、振動等の状況について

- ・平成 25 年度大気汚染状況について（一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・平成 25 年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・平成 26 年光化学大気汚染の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・平成 25 年度の大気汚染防止法の施行状況について・・・・・・・・ 14
- ・平成 25 年度騒音規制法施行状況調査の結果について・・・・・・・・ 16
- ・平成 25 年度振動規制法施行状況調査の結果について・・・・・・・・ 28
- ・平成 25 年度悪臭防止法施行状況調査の結果について・・・・・・・・ 38
- ・環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数の情報提供について ・・・・ 44
- ・平成 25 年度自動車交通騒音の状況について・・・・・・・・・・・・ 49
- ・平成 25 年度航空機騒音及び新幹線鉄道騒音・振動の状況について・・・・ 51

(お知らせ)

平成25年度 大気汚染状況について

(一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の測定結果報告)

平成27年5月14日(木)	
環境省水・大気環境局大気環境課	
代表	03-3581-3351
直通	03-5521-8294
課長	是澤 裕二 (内線 6530)
課長補佐	井土 八造 (内線 6538)
課長補佐	小林 登茂子 (内線 6556)
環境省水・大気環境局自動車環境対策課	
直通	03-5521-8301
課長	小野 洋 (内線 6520)
課長補佐	定 道生 (内線 6563)
担当	三上 哲夫 (内線 6528)

大気汚染防止法(以下「大防法」という。)第22条に基づき、都道府県及び大防法上の政令市では大気汚染の常時監視が行われています。今般、平成25年度における常時監視の対象である主な大気汚染物質の濃度測定結果の概要を取りまとめました。

1. 測定局の概要

平成25年度末現在の測定局数は、全国で1,895局であり、内訳は一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)が1,478局(国設局を含む。)自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)が417局(国設局を含む。)となっています。

2. 主な大気汚染物質の濃度測定結果の概要

(1) 二酸化窒素(NO₂)

環境基準達成率は、一般局では100%であり、平成18年度から8年連続ですべての測定局で環境基準を達成しました。自排局では99.0%で平成24年度(99.3%)とほぼ同水準でした。

自動車NO_x・PM法の対策地域における環境基準達成率についても、一般局では8年連続で100%、自排局では98.6%で平成24年度(98.6%)と同水準でした。

また、年平均値の推移については、一般局、自排局とも近年ゆるやかな低下傾向がみられます。

(2) 浮遊粒子状物質(SPM)

環境基準達成率は、一般局で97.3%、自排局で94.7%(平成24年度一般局:99.7%、自排局:99.7%)であり、一般局ではやや低下、自排局では低下しました。

自動車NO_x・PM法の対策地域については、一般局で96.4%、自排局で92.3%(平成24年度一般局:100%、自排局:100%)の達成率であり、一般局ではやや低下、自排局では低下しました。

また、年平均値については、一般局、自排局とも近年ほぼ横ばいで推移しています。

(3) 光化学オキシダント (Ox)

環境基準達成率は、一般局で 0.3%、自排局で 0.0% (平成 24 年度 一般局:0.3%、自排局:0.0%) であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっています。

また、昼間の日最高 1 時間値の年平均値については、近年ほぼ横ばいで推移しています。

光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いて、注意報発令レベルの超過割合が多い地域である関東地域や阪神地域などの域内最高値の経年変化をみると、近年、域内最高値が低下しており、高濃度域の光化学オキシダントの改善が示唆されています。

光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年平均値

(4) 二酸化硫黄 (SO₂)

環境基準達成率は、一般局で 99.7%、自排局で 100% (平成 24 年度 一般局:99.7%、自排局 100%) であり、近年ほとんどすべての測定局で環境基準を達成しています。

(5) 一酸化炭素 (CO)

環境基準達成率は、一般局、自排局とも 100% (平成 24 年度 一般局:100%、自排局 100%) であり、近年すべての測定局で環境基準を達成しています。

(6) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

環境基準達成率は、一般局で 16.1%、自排局で 13.3% (平成 24 年度 一般局:43.3%、自排局:33.3%) であり、一般局、自排局ともに低下しました。

PM_{2.5} については、長期基準 (年平均値 15 μg/m³ 以下) と短期基準 (1 日平均値 35 μg/m³ 以下) の両者を達成した場合に、環境基準を達成したと評価しています。

長期基準の達成率は、一般局で 218 局 (44.3%)、自排局で 58 局 (32.0%) であり、平成 24 年度に比べ低下したものの、測定局が 100 局を超えた平成 23 年度以降の変動の傾向は明らかではなく、全測定局の年平均値は横ばいで推移しています。一方、短期基準の達成率は、一般局で 80 局 (16.3%)、自排局で 24 局 (13.3%) であり、平成 23 年度以降では最も低くなりました。平成 25 年度は、7 月、8 月に光化学スモッグ現象が多く発生し、大気中で二次的に PM_{2.5} が生成して日平均値が高くなった日が全国的に多く、また、2 月に風が弱いなどの気象条件により、関東地域を中心に日平均値が高くなった日が多くありました。これらの要因により、短期基準が非達成となった日が多かったことから、環境基準の達成率が低下したと考えられます。

また、PM_{2.5} の成分分析は、全国 152 地点で実施されました。このうち、通年 (四季) で成分分析が行われた地点は 115 地点であり、その内訳は一般環境 81 地点 (平均濃度:18.3 μg/m³)、道路沿道 28 地点 (平均濃度 18.5 μg/m³)、バックグラウンド 6 地点 (平均濃度 15.9 μg/m³) でした。

成分組成については、道路沿道では、有機炭素及び元素状炭素の割合が他の地点よりやや高いほか、バックグラウンドでは、硝酸イオン、元素状炭素の割合が低く、硫酸イオンの割合がやや高くなっていました。

3. 今後の対応

環境省においては、本調査結果を踏まえ、環境基準の達成・維持に向けて、工場・事業場からのばい煙排出対策、自動車排出ガス対策、低公害車の普及等を引き続き総合的に推進していきます。

PM_{2.5} については、平成 27 年 3 月に、中央環境審議会の微小粒子状物質等専門委員会に

において、国内における当面の排出抑制策の在り方について中間取りまとめが行われたところであり、PM2.5の原因物質である各種の大気汚染物質について、排出抑制対策の強化を検討・実施するとともに、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に取り組み、その進捗状況に応じて追加的な対策を検討することとしています。

光化学オキシダントについては、原因物質である窒素酸化物や揮発性有機化合物の排出抑制対策を進めてきており、近年、関東地域等において、高濃度域の光化学オキシダント濃度の低下傾向が見られています。光化学オキシダントは、微小粒子状物質対策と共通する課題が多いことから、PM2.5の排出抑制対策の検討と併せて有効な対策の検討を進めています。

国際的には、第17回日中韓三カ国環境大臣会合(TEM17)の合意に基づき、三カ国の政策対話の下、対策に関する科学的な研究、大気モニタリング技術及び予測手法、に関する二つのワーキンググループを新たに設置することが決定され、地域の大气環境改善のため三カ国の協力を強化することとしています。また、日中の自治体間で協力を進める都市間連携協力事業について、より一層協力を進めることとしています。

1. 環境基準

項 目	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5)	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。

注) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類、ジクロロメタンについては大気汚染に係る環境基準が設定されているが、これらの物質による大気汚染状況は、別途取りまとめるため、本表からは除いている。

2. 評価方法

(1) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

(3) 光化学オキシダント

1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

(4) 微小粒子状物質(PM2.5)

長期基準に対応した環境基準達成状況は、長期的評価として測定結果の年平均値について評価を行うものとする。

短期基準に対応した環境基準達成状況は、短期基準が健康リスクの上昇や統計学的な安定性を考慮して年間98パーセンタイル値を超える高濃度領域の濃度出現を減少させるために設定されることを踏まえ、長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価を行うものとする。

測定局における測定結果(1年平均値及び98パーセンタイル値)を踏まえた環境基準達成状況については、長期基準及び短期基準の達成若しくは非達成の評価を各々行い、その上で両者の基準を達成することによって評価するものとする。

(お知らせ)
平成 25 年度 大気汚染状況について
(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)

平成 27 年 3 月 31 日(火)
環境省水・大気環境局大気環境課
直通： 03-5521-8295
代表： 03-3581-3351
課長： 是澤 裕二 (内線 6530)
課長補佐： 長浜 智子 (内線 6572)
担当： 秋元 篤史 (内線 6534)
環境省水・大気環境局自動車環境対策課
直通： 03-5521-8301
代表： 03-3581-3351
課長： 小野 洋 (内線 6520)
課長補佐： 三島 博樹 (内線 6563)
担当： 後藤 伸弥 (内線 6528)

大気汚染防止法第22条に基づき、地方公共団体は有害大気汚染物質の大気環境モニタリングを行っています。今般、平成25年度の調査結果について、環境省が行った大気環境モニタリングの調査結果と併せて取りまとめましたのでお知らせいたします。

1. 調査の概要

有害大気汚染物質（低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある物質）のうち、有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスク等を考慮し、調査しています。

(1)対象物質（21物質）

環境基準が設定されている物質（4物質）

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（以下「指針値」という。）が設定されている物質（9物質）

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物

環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質（8物質）

アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド

(2)測定地点

物質に応じて、226～416地点で測定しています。

(3)測定値の評価

長期曝露による健康リスクが懸念されている物質であるため、月1回以上の頻度で1年間測定した地点に限って環境基準及び指針値の達成の評価をしています。

2. 調査結果の概要

(1)環境基準が設定されている物質(4物質)

ベンゼンは1地点で環境基準を超過しましたが、その他の3物質は全ての地点で環境基準を達成していました。

物質名	測定地点数	環境基準 超過地点数	全地点平均値 (年平均値)	環境基準 (年平均値)
ベンゼン	416 [419]	1 [0]	1.1 [1.2] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
トリクロロエチレン	369 [367]	0 [0]	0.53 [0.50] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
テトラクロロエチレン	372 [369]	0 [0]	0.15 [0.18] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ジクロロメタン	365 [366]	0 [0]	1.6 [1.6] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

[]内は平成24年度実績

(2)指針値が設定されている物質(9物質)

ニッケル化合物は1地点、ヒ素及びその化合物は4地点、マンガン及びその化合物は2地点で指針値を超過しましたが、その他の6物質は全ての地点で指針値を達成していました。

物質名	測定地点数	指針値 超過地点数	全地点平均値 (年平均値)	指針値 (年平均値)
アクリロニトリル	340 [335]	0 [0]	0.077 [0.080] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	345 [341]	0 [0]	0.032 [0.047] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	348 [334]	0 [0]	0.21 [0.20] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	346 [347]	0 [2]	0.17 [0.17] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀及びその化合物	261 [270]	0 [0]	2.0 [2.1] ngHg/m^3	40 ngHg/m^3 以下
ニッケル化合物	276 [282]	1 [0]	4.3 [4.1] ngNi/m^3	25 ngNi/m^3 以下
ヒ素及びその化合物	273 [280]	4 [4]	1.7 [1.5] ngAs/m^3	6 ngAs/m^3 以下
1,3-ブタジエン	375 [374]	0 [0]	0.12 [0.14] $\mu\text{g}/\text{m}^3$	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及びその化合物	260 [265]	2 [-]	25 [-] ngMn/m^3	140 ngMn/m^3 以下

[]内は平成24年度実績

(3)環境基準等が設定されていないその他の有害大気汚染物質(8物質)

調査対象21物質のうち8物質については、環境基準や指針値が設定されていませんが、このうち10年間継続的に測定している地点のある6物質について、その地点の濃度推移を経年的に見ると、クロム及びその化合物、ベリリウム及びその化合物は低下傾向、アセトアルデヒド、ベンゾ[a]ピレンはゆるやかな低下傾向、酸化エチレン、ホルムアルデヒドはほぼ横ばいでした。

3. 今後の対応

今後とも、化学物質排出移動量届出制度（PRTR）による排出量データ及び有害大気汚染物質モニタリング調査結果等により、排出量や大気環境濃度等を継続的に検証・評価し、地方公共団体及び関係団体等との連携の下、有害大気汚染物質対策を推進していくこととしています。

【ご参考】

その他、詳細資料については、環境省ホームページの報道発表資料からご覧ください。
<http://www.env.go.jp/press/index.php>

(お知らせ)

平成 26 年光化学大気汚染の概要

- 注意報等発令状況、被害届出状況 -

平成27年 2月 5日(木)
環境省水・大気環境局大気環境課
直 通：03 - 5521 - 8294
代 表：03 - 3581 - 3351
課 長：是澤 裕二(内線 6530)
課長補佐：井土 八造(内線 6538)
担 当：今 壽貴(内線 6539)

平成26年光化学大気汚染の概要について、取りまとめましたのでお知らせいたします。

平成26年の全国における光化学オキシダント注意報等の発令状況は、発令都道府県数が15都府県、発令延日数が83日で、昨年(18都府県、発令延日数106日)と比べていずれも減少しました。

また、光化学大気汚染によると思われる被害届出人数は、2府県で合計33人でした。被害の届出があった都道府県数及び被害人数はともに、調査を開始した昭和45年以降、最も少なくなりました。

1. 光化学オキシダント注意報等発令状況等

平成26年の光化学オキシダント注意報等の発令状況は、発令都道府県数が15都府県、発令延日数が83日であり、平成25年(18都府県、106日)と比べていずれも減少しました。また、警報の発令はありませんでした。(表1及び図1参照)

光化学オキシダント濃度やそれに基づく注意報等の発令状況は、気象要因による年々変動が大きいいため、その影響を取り除いて長期的な傾向を把握しやすくするよう、3年ごとの移動平均値(3年移動平均値)によって注意報等の発令状況の経年変化を見ると、平成19~21年頃から発令延日数は減少傾向にあります。(図2参照)

都道府県別の発令延日数は、埼玉県が13日で最も多く、次いで千葉県が12日となっています。また、月別の発令延日数は、7月が39日と最も多く、次いで6月が23日、8月が18日となっています。(表2、図3参照)

なお、平成26年の光化学オキシダント濃度の1時間値の最高値は、6月1日の東京都区西部及び区南部の0.173ppmでした。

光化学オキシダント注意報及び警報を併せて「光化学オキシダント注意報等」としています。

2. 被害届出状況

平成26年の光化学大気汚染によると思われる被害の届出は、6月1日の大阪府(7人)、7月16日の栃木県(26人)の2件(2府県、33人)で、平成25年(3都県、78人)に比べ減少し、調査を開始した昭和45年以降、最も少なくなりました。(表1、

表3及び図1参照)

届出のあった被害はともに、中学校のクラブ活動時に発生しています。被害症状は、目がチカチカする、咳が出る、のどが痛いなどでした。

3. 今後の対策

光化学オキシダントの主な原因物質は窒素酸化物(NO_x)と揮発性有機化合物(VOC)であり、これらの削減対策を進めることが必要です。環境省では、 NO_x 対策として、大気汚染防止法、自動車 NO_x ・PM法等に基づく発生源からの排出抑制を進めるとともに、VOC対策として、平成18年4月から大気汚染防止法に基づく排出規制を開始し、大気環境の一層の改善を図っているところです。

光化学オキシダント対策は、微小粒子状物質($\text{PM}_{2.5}$)対策と共通する課題が多いことから、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、 $\text{PM}_{2.5}$ の国内における排出抑制策の在り方を検討する中で、合わせて検討が進められています。また、「光化学オキシダント調査検討会」において、測定値に基づく解析とシミュレーションを組み合わせた解析等を行い、経年変化要因の解析や削減対策効果の把握を進め、有効な対策の検討を進めてまいります。

[添付図表]

表1 光化学オキシダント注意報等の発令状況及び被害届出人数の推移

表2 平成26年の光化学オキシダント注意報月別発令延日数

表3 平成26年の日別被害届出人数

図1 光化学オキシダント注意報等発令延日数及び被害届出人数の推移

図2 光化学オキシダント注意報等発令延日数の推移(3年移動平均値)

図3 平成26年の都道府県別光化学オキシダント注意報発令延日数状況図

添付図表については、環境省報道発表資料(<http://www.env.go.jp/press/index.html>)からご確認ください。

<備考>

光化学オキシダント注意報・警報について

光化学オキシダント注意報は、大気汚染防止法に基づき光化学オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事等が発令します。

光化学オキシダント警報は、各都道府県知事等が独自に要綱等で定めているもので、一般的には光化学オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上で、気象条件からみてその状態が継続すると認められる場合に都道府県知事等が発令します（一部の県では、別の数値を設定しています）。

なお、都道府県知事等は、光化学オキシダントの濃度が高くなり、被害が生ずるおそれがあるときは、一般住民に対して周知を行うとともに、工場・事業場等に対してばい煙やVOCの排出量の削減、自動車の使用者に対して運転の自主的制限について、それぞれ協力を求めることとなっています。

発令延日数について

都道府県を一つの単位として光化学オキシダント注意報等の発令日数を合計したものであり、同一日に同一都道府県内の複数の発令区域で注意報等が発令されても、当該都道府県での発令は1日として数えます。

光化学オキシダントの発生機構について

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出されるNO_x、VOCを主体とする汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質です。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすいことが知られています。

大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）について

全国の大気環境データや光化学オキシダント注意報等の発令状況などをリアルタイムで収集し、インターネット及び携帯電話用サイト上により情報提供を行うシステムです。

URL：<http://soramame.taiki.go.jp/>

URL：<http://sora.taiki.go.jp/>（携帯電話用サイト）

表 1 光化学オキシダント注意報等の発令状況及び被害届出人数の推移

年	注意報等の発令		被害の届出	
	都道府県数	延日数	都道府県数	人数
昭和 45	1	7 (0)	4	17,887
46	7	98 (0)	7	48,118
47	14	176 (0)	13	21,483
48	21	328 (2)	19	31,936
49	22	288 (2)	16	14,725
50	21	266 (5)	17	46,081
51	21	150 (0)	15	4,215
52	19	167 (0)	11	2,669
53	22	169 (3)	12	5,376
54	16	84 (0)	9	4,083
55	16	86 (0)	9	1,420
56	9	59 (0)	8	780
57	13	73 (0)	9	446
58	17	131 (0)	9	1,721
59	16	135 (1)	6	5,822
60	16	171 (0)	10	966
61	15	85 (0)	3	48
62	18	168 (0)	7	1,056
63	16	86 (0)	5	132
平成 元	17	63 (0)	6	36
2	22	242 (0)	5	58
3	15	121 (0)	6	1,454
4	16	164 (0)	7	307
5	15	71 (0)	3	93
6	19	175 (0)	6	564
7	19	139 (0)	5	192
8	18	99 (0)	5	64
9	20	95 (0)	5	315
10	22	135 (0)	9	1,270
11	19	100 (0)	6	402
12	22	259 (0)	12	1,479
13	20	193 (0)	8	343
14	23	184 (2)	9	1,347
15	19	108 (0)	5	254
16	22	189 (0)	9	393
17	21	185 (1)	10	1,495
18	25	177 (0)	8	289
19	28	220 (0)	14	1,910
20	25	144 (0)	10	400
21	28	123 (0)	12	910
22	22	182 (0)	10	128
23	18	82 (0)	4	69
24	17	53 (0)	3	80
25	18	106 (0)	3	78
26	15	83 (0)	2	33

()内は警報発令延日数(内数)

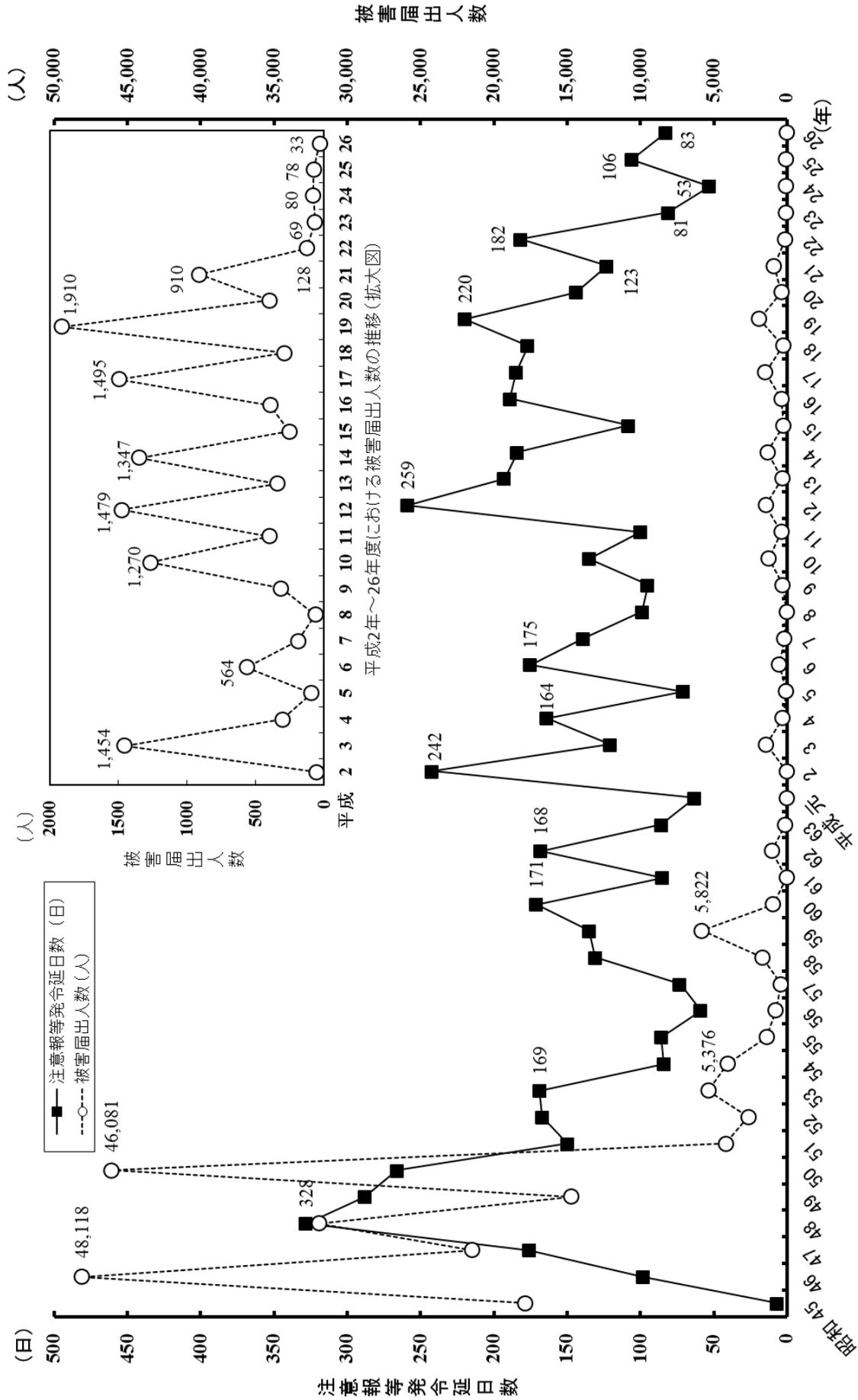


図1 光化学オキシダント注意報等発令延日数及び被害届出人数の推移(昭和45年～平成26年)

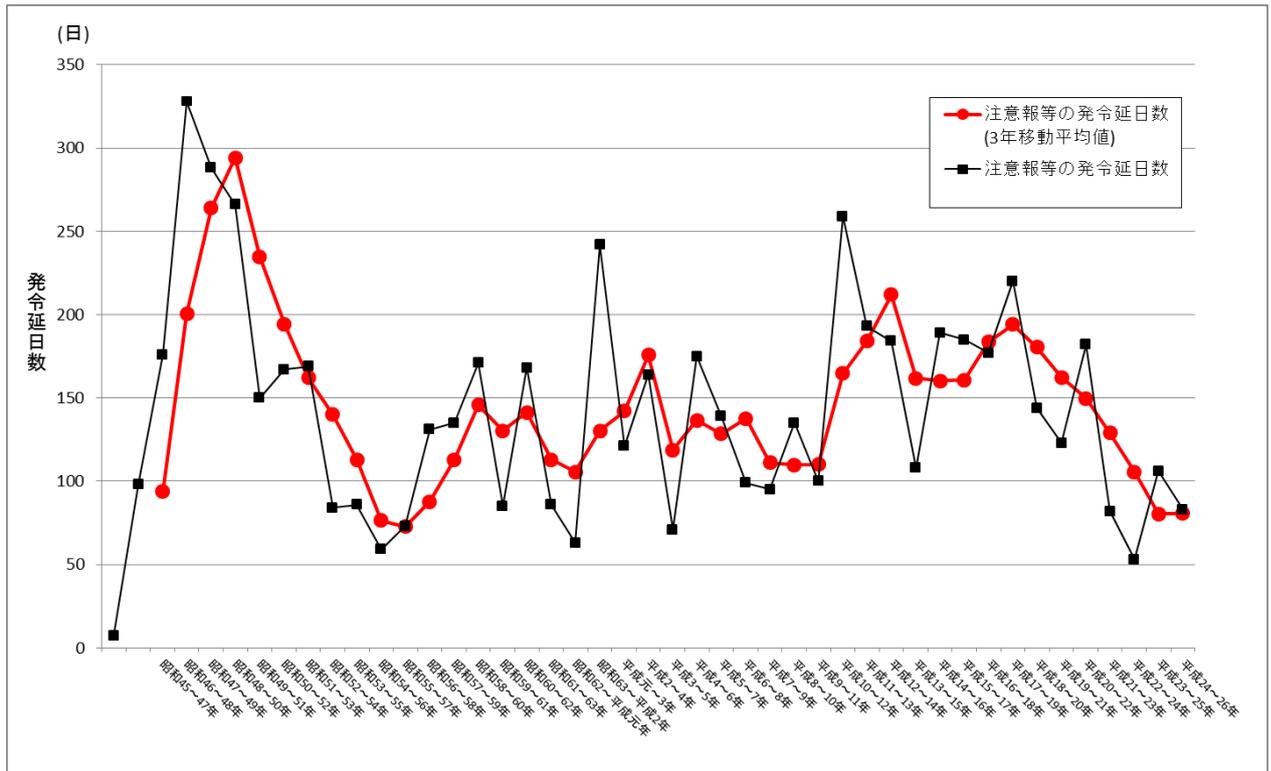


図2 光化学オキシダント注意報等発令延日数の推移

表2 平成26年の光化学オキシダント注意報月別発令延日数

(単位:日)

都府県	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計
茨城			1	4	4			9
栃木			1	2	2			5
群馬		1	3	3	3			10
埼玉			3	7	3			13
千葉		1	2	5	4			12
東京		1	2	5	1			9
神奈川			3	5	1			9
山梨			2	4				6
静岡			1					1
京都				1				1
大阪			1	2				3
兵庫			1	1				2
奈良			1					1
和歌山			1					1
岡山			1					1
月別計	0	3	23	39	18	0	0	83

(平成26年 警報発令無し)

凡 例		
□	0 日	(32)
■	1 日～5 日	(8)
■	6 日～10 日	(5)
■	11 日～15 日	(2)
■	16 日以上	(0)
※延べ日数		

() 内は都道府県数を示す。

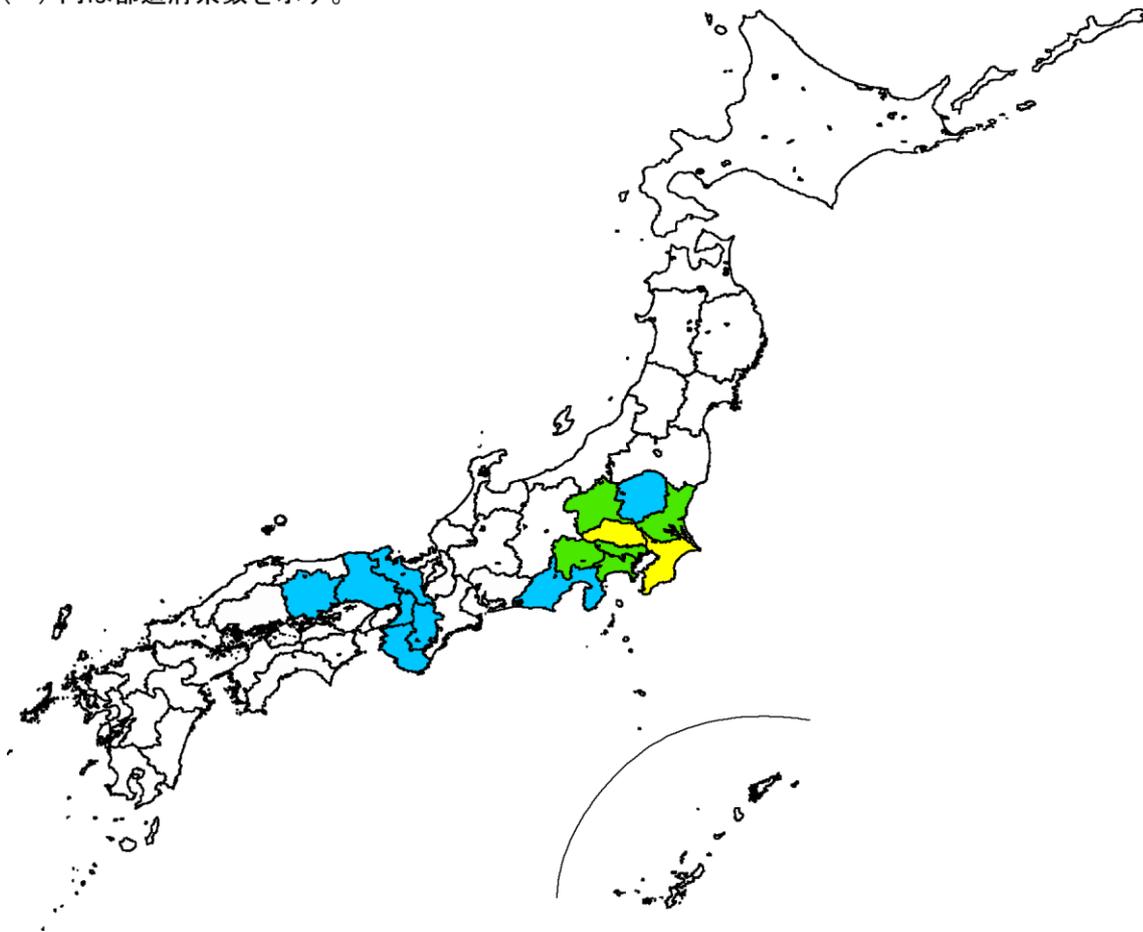


図3 平成26年の都道府県別光化学オキシダント注意報発令延日数状況図

表3 平成26年の日別被害届出人数

(単位:人)

府県	6月1日	7月16日	計
栃木		26	26
大阪	7		7
合計	7	26	33

平成 25 年度の大気汚染防止法の施行状況について (お知らせ)

平成 27 年 5 月 15 日(金)
 環境省水・大気環境局大気環境課
 直通：03-5521-8293
 代表：03-3581-3351
 課長：是澤 裕二(6530)
 課長補佐：大野 勝之(6533)
 担当：永井 啓仁(6536)

平成 25 年度における大気汚染防止法（以下「大防法」という。）に基づく届出及び規制事務の件数など大防法の施行状況について取りまとめました。

平成 25 年度末時点における大防法に基づく規制対象施設の届出数は、ばい煙発生施設が 217,555 施設、揮発性有機化合物排出施設が 3,531 施設、一般粉じん発生施設が 69,341 施設でした。また、石綿が使用されている建築物等の解体等に係る特定粉じん排出等作業実施の届出件数は 10,062 件でした。

平成 25 年度におけるこれらの施設等に対する行政指導の件数は 4,571 件であり、改善命令等の行政処分はありませんでした。

【概要】

1. 施設の届出数・作業実施の届出件数

(1) 大防法に基づく規制対象施設の届出数

平成 25 年度末における大防法に基づく規制対象施設の届出数は表 1 - 1 のとおりでした。

前年度と比較してばい煙発生施設、一般粉じん発生施設は増加し、揮発性有機化合物排出施設は減少しました。なお、ばい煙発生施設の増加は主に発電機の用途で設置するガスタービン、ディーゼル機関等によるものでした。

表 1 - 1 大防法に基づく規制対象施設の届出数

施設名	平成 25 年度末の届出数 ()内は前年度末の実績
ばい煙発生施設	217,555 (217,132)
揮発性有機化合物排出施設	3,531 (3,535)
一般粉じん発生施設	69,341 (69,048)

(2) 特定粉じん排出等作業実施の届出件数

特定粉じん排出等作業実施の届出件数は 10,062 件でした。平成 22 年度以降はほぼ横ばいで推移していましたが、平成 25 年度は若干増加しました。除去した特定建築材料の種類は主に吹付け石綿、保温材でした。

表 1 - 2 除去した特定建築材料の種類（届出件数）

種類	平成 25 年度の届出件数 ()内は前年度の実績
吹付け石綿	4,069 (4,448)
断熱材	1,324 (1,324)
保温材	4,043 (3,120)
耐火被覆材	996 (1,145)

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査件数

立入検査の件数は23,824件でした。内訳は、ばい煙発生施設が多く15,219件で、全体の7割を占めました。

表2-1 立入検査件数内訳

内 訳	平成25年度の立入検査件数 ()内は前年度の実績
ばい煙発生施設	15,219 (14,970)
揮発性有機化合物排出施設	715 (748)
一般粉じん発生施設	1,789 (1,666)
特定粉じん排出等作業	6,097 (6,110)
特定施設	4 (3)
合 計	23,824 (23,497)

物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの(アンモニア等28物質)を発生する施設。

(2) 改善命令等の行政処分及び行政指導件数

行政指導の件数は表2-2のとおりでした。平成25年度は改善命令等の行政処分はありませんでした。

表2-2 行政指導件数内訳

内 訳	平成25年度の行政指導件数 ()内は前年度の実績
ばい煙発生施設	3,432 (2,968)
揮発性有機化合物排出施設	78 (61)
一般粉じん発生施設	395 (547)
特定粉じん排出等作業	664 (559)
特定施設	2 (0)
合 計	4,571 (4,135)

大気汚染防止法施行状況調査(平成25年度実績)の詳細については
<https://www.env.go.jp/air/osen/kotei/index.html>に掲載されています。

(お知らせ)

平成 25 年度騒音規制法施行状況調査の結果について

平成 27 年 4 月 27 日 (月)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直 通：03-5521-8299
代 表：03-3581-3351
室長事務取扱：近藤 智洋(内線 6510)
係 長：松戸 孝雄(内線 6549)
担 当：出口 裕也(内線 6548)

環境省は、都道府県等からの報告に基づき、平成 25 年度における騒音に係る環境基準の達成状況及び苦情の件数のほか、騒音規制法に基づく地域指定の状況、届出件数、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、環境基準の適合状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 騒音に係る環境基準の達成状況

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成 25 年度末において、全国の市区町村数の 70.8%に当たる 1,233 市区町村でした。平成 25 年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は 355 市区町村であり、全測定地点 3,174 地点のうち、85.9%の地点で環境基準に適合していました。

(2) 騒音に係る苦情の件数

騒音に係る苦情の件数は、平成 25 年度は 16,717 件で、前年度に比べ 199 件増加しました。

苦情の内訳を見ると、建設作業が最も多く 5,963 件 (全体の 35.7%)、工場・事業場が 4,768 件 (28.5%)、営業が 1,606 件 (9.6%) 等でした。

前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 341 件 (6.1%)、航空機に係る苦情が 173 件 (45.5%) 増加したものの、家庭生活に係る苦情が 124 件 (12.1%)、拡声機に係る苦情が 55 件 (13.4%)、営業に係る苦情が 32 件 (2.0%) 減少しました。

(3) 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 25 年度末現在、全国の市区町村数の 75.1%に当たる 1,309 市区町村でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場 (特定工場等) の総数は、平成 25 年度末現在、全国で 211,792 件でした。また、同法に基づき平成 25 年度に届出された規制対象の建設作業 (特定建設作業) の総数は、80,273 件でした。

(4) 騒音規制法に基づく措置の状況

平成 25 年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 987 件でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく立入検査は 684 件、報告の徴収は 180 件、騒音の測定は 326 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 180 件でした。同法に基づく改善勧告は 1 件であり、改善命令は行われませんでした。行政指導が 831 件行われました。

また、指定地域内の特定建設作業に係る苦情は 2,196 件でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく立入検査は 1,624 件、報告の徴収は 308 件、騒音の測定は 390 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 83 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が 1,898 件行われました。

※詳細は別紙参照。(報道発表トップページの URL より参照)

<http://www.env.go.jp/press/index.html>

(5) その他

調査により得られた自治体毎のデータ等は後日ホームページで公表いたします。

I. 騒音に係る環境基準の達成状況

(1) 騒音に係る環境基準の類型当てはめ状況

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、平成25年度末において、全国の市区町村数の70.8%に当たる1,233市区町村であった(表1)。

表1 環境基準類型当てはめ状況(平成25年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	746	183	1,742
環境基準の地域 類型当てはめ 市区町村数	755	23	417	38	1,233
割合(%)	95.6%	100.0%	55.9%	20.8%	70.8%

(2) 一般地域における環境基準の適合状況

全国の一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境騒音の状況を把握するため、地方公共団体により測定された環境騒音の環境基準の適合状況について調査した(表2)。

① 環境騒音の測定実施状況

平成25年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は355市区町村(前年度358市区町村)で、環境基準の類型当てはめがなされている1,233市区町村の28.8%であった。

測定地点の総数は3,174地点(同3,107地点)であり、そのうち定点測定地点数は2,608地点(同2,533地点)で、全体の82.2%となった。ただし、定点測定地点とは測定地点のうち、継続的な変化を調査するために定期的に測定を行う地点であり、毎年度実施しているものとは限らない。

② 環境基準の適合状況

環境基準の適合状況は、地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合と、騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合とに分けて集計を行っている。

ア 地域の騒音状況をマクロに把握するために必要な地点を選定している場合

平成25年度は、全測定地点2,849地点(前年度2,757地点)のうち86.6%(同86.5%)の地点で環境基準に適合した。

地域類型別にみた場合、A類型及びB類型地域(住居系地域)では2,118地点(同2,042地点)のうち86.4%(同87.0%)の地点で適合し、C類型地域(住居・商工業混在地域)では721地点(同695地点)のうち87.9%(同85.9%)の地点で適合した。

イ 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合

平成25年度は、全測定地点325地点(前年度350地点)のうち79.7%(同73.7%)の地点で適合した。

地域類型別にみると、A類型及びB類型地域では225地点(同244地点)のうち78.7%(同73.0%)の地点で適合し、C類型地域では98地点(同104地点)のうち83.7%(同76.9%)の地点で適合した。

(注) この集計における環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

表2 一般地域における環境基準の測定及び適合状況(道路に面する地域を除く)

測定実施自治体数		全測定地点数	定点測定地点数	ア. 地域の騒音状況をマクロに把握するような地点を選定している場合				イ. 騒音に係る問題を生じやすい地点等を選定している場合			
				AA	A及びB	C	計	AA	A及びB	C	計
355	測定地点数	3,174	2,608	10	2,118	721	2,849	2	225	98	325
	適合地点数	2,727	2,261	4	1,830	634	2,468	0	177	82	259
	適合率(%)	85.9%	86.7%	40.0%	86.4%	87.9%	86.6%	0.0%	78.7%	83.7%	79.7%

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

③ 環境基準の適合状況の経年変化

平成12年度から平成25年度までの過去14カ年の適合状況を図1に示した。環境基準の適合率はおおむね年々増加傾向にある。

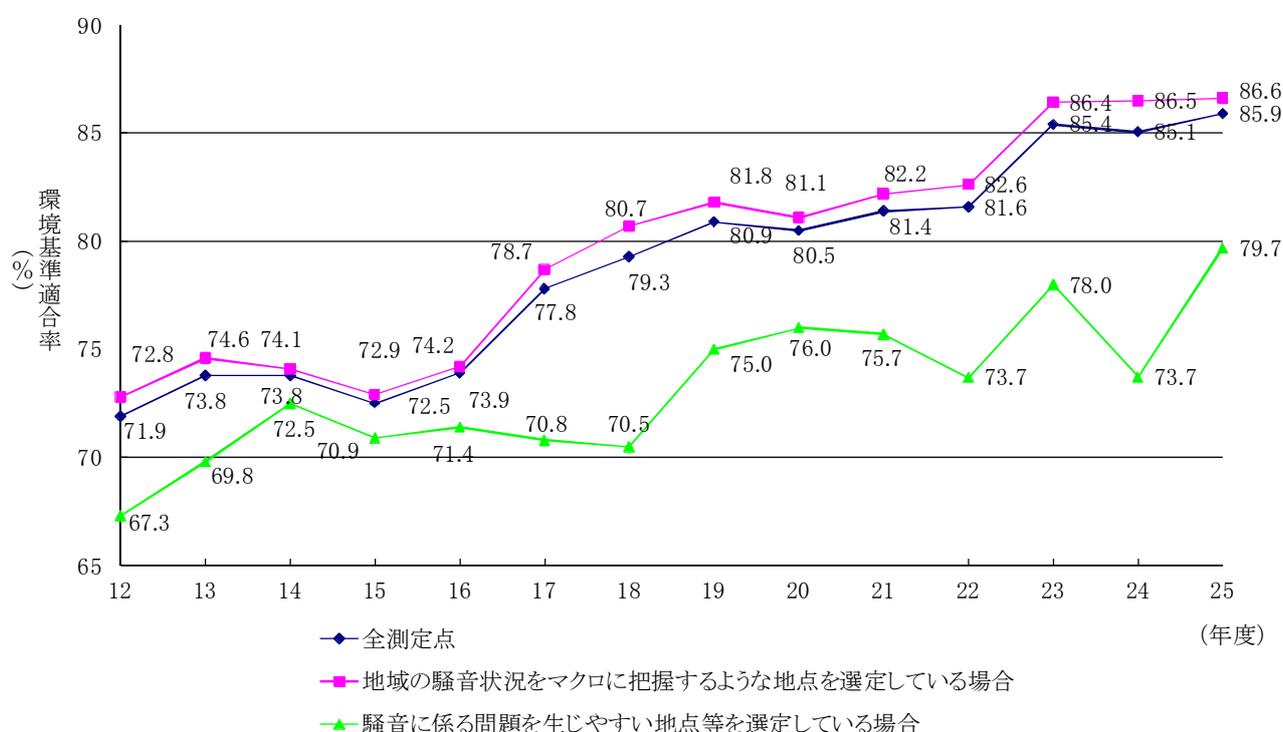


図1 過去14カ年の一般地域における環境基準適合状況

Ⅱ. 騒音に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成25年度に全国の地方公共団体が受理した騒音に係る苦情の件数は16,717件であった。これは、前年度(16,518件)と比べて199件(1.2%)の増加となった(図2)。

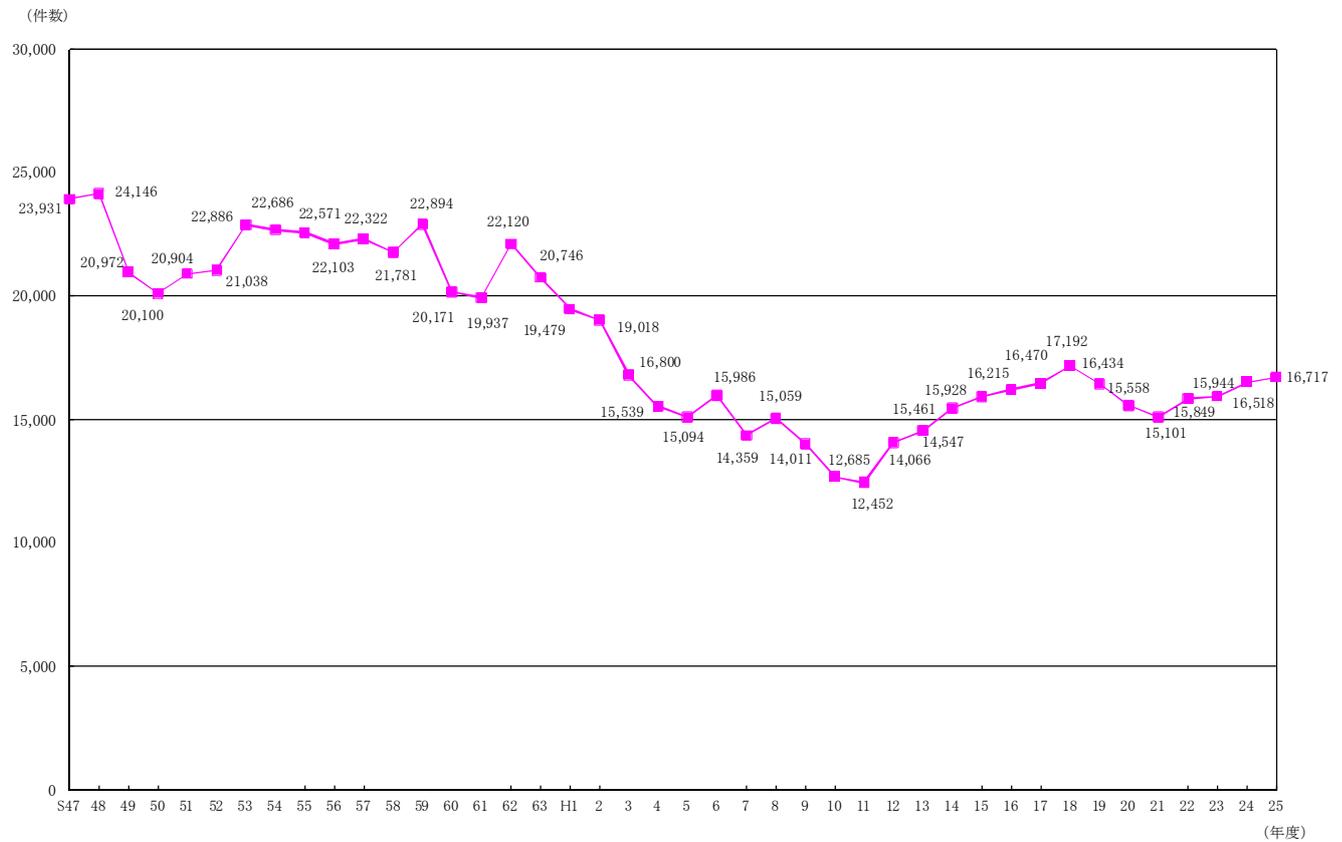


図2 騒音苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成 25 年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が 5,963 件 (全体の 35.7%) で最も多く、次いで工場・事業場が 4,768 件 (同 28.5%)、営業が 1,606 件 (同 9.6%) の順となっている (図 3、図 4)。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 341 件 (6.1%)、航空機に係る苦情が 173 件 (45.5%) 増加したものの、家庭生活に係る苦情が 124 件 (12.1%)、拡声機に係る苦情が 55 件 (13.4%)、営業に係る苦情が 32 件 (2.0%) 減少した。

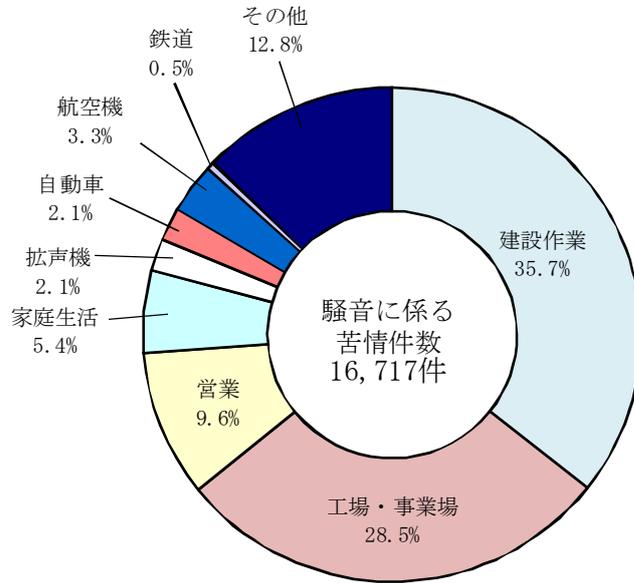


図 3 苦情件数の発生源別内訳 (平成25年度)

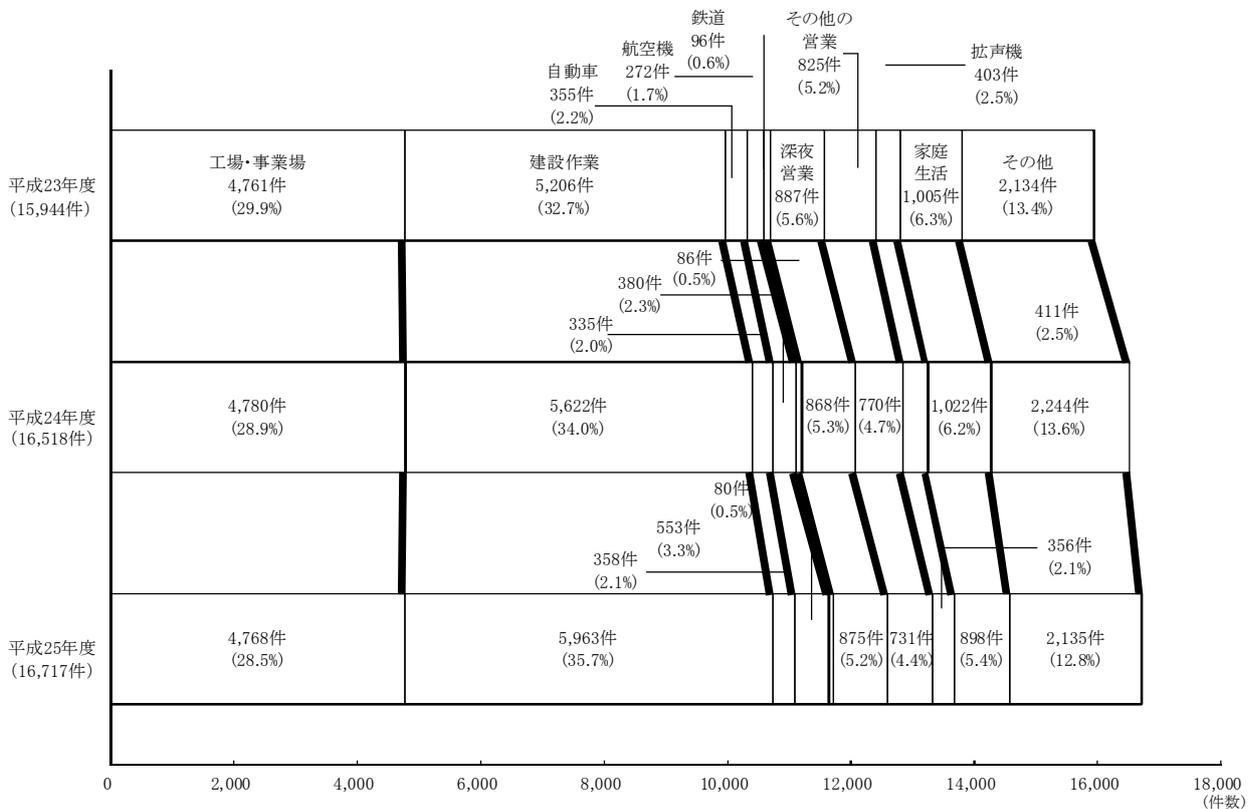


図 4 過去 3 カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の3,334件が最も多く、次いで大阪府が1,931件、愛知県が1,639件、神奈川県が1,213件、埼玉県が1,138件となっている。騒音苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の55.4%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった(表3、表4)。

表3 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	3,334	東京都	251
2	大阪府	1,931	愛知県	220
3	愛知県	1,639	大阪府	218
4	神奈川県	1,213	埼玉県	158
5	埼玉県	1,138	千葉県	150
	全国	16,717	全国平均	131

※人口は平成25年10月1日現在の総務省統計局人口推計による。

表4 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	増減率	都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	増減率
北海道	334	314	△20	△6.0%	滋賀県	126	124	△2	△1.6%
青森県	65	56	△9	△13.8%	京都府	367	343	△24	△6.5%
岩手県	90	71	△19	△21.1%	大阪府	1,972	1,931	△41	△2.1%
宮城県	206	231	25	12.1%	兵庫県	353	484	131	37.1%
秋田県	40	51	11	27.5%	奈良県	83	102	19	22.9%
山形県	71	91	20	28.2%	和歌山県	96	74	△22	△22.9%
福島県	128	119	△9	△7.0%	鳥取県	29	58	29	100.0%
茨城県	320	379	59	18.4%	島根県	34	31	△3	△8.8%
栃木県	139	148	9	6.5%	岡山県	189	213	24	12.7%
群馬県	199	210	11	5.5%	広島県	317	281	△36	△11.4%
埼玉県	1,103	1,138	35	3.2%	山口県	122	92	△30	△24.6%
千葉県	911	930	19	2.1%	徳島県	56	52	△4	△7.1%
東京都	3,477	3,334	△143	△4.1%	香川県	71	64	△7	△9.9%
神奈川県	1,109	1,213	104	9.4%	愛媛県	158	155	△3	△1.9%
新潟県	194	187	△7	△3.6%	高知県	28	41	13	46.4%
富山県	38	26	△12	△31.6%	福岡県	494	476	△18	△3.6%
石川県	59	74	15	25.4%	佐賀県	33	39	6	18.2%
福井県	53	65	12	22.6%	長崎県	126	113	△13	△10.3%
山梨県	78	76	△2	△2.6%	熊本県	119	133	14	11.8%
長野県	186	164	△22	△11.8%	大分県	159	156	△3	△1.9%
岐阜県	174	165	△9	△5.2%	宮崎県	77	89	12	15.6%
静岡県	532	537	5	0.9%	鹿児島県	109	131	22	20.2%
愛知県	1,595	1,639	44	2.8%	沖縄県	107	118	11	10.3%
三重県	192	199	7	3.6%	合計	16,518	16,717	199	1.2%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 25 年度の工場・事業場に対する苦情総数 4,768 件のうち、騒音規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、987 件（全体の 20.7%）であった。また、建設作業に対する苦情総数 5,963 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は 2,196 件（36.8%）となっている（表 5）。

表5 規制対象とそれ以外の苦情件数（工場・事業場、建設作業）

年 度	発生源 の種類	工場・事業場				計	建設作業				計
		特定工場等		左記以外			特定建設作業		左記以外		
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成24年度	件数	980	74	3,268	458	4,780	2,001	64	3,359	198	5,622
	%	20.5%	1.5%	68.4%	9.6%	100.0%	35.6%	1.1%	59.7%	3.5%	100.0%
平成25年度	件数	987	78	3,200	503	4,768	2,196	60	3,492	215	5,963
	%	20.7%	1.6%	67.1%	10.5%	100.0%	36.8%	1.0%	58.6%	3.6%	100.0%

(5) 低周波音に係る苦情の状況

平成 25 年度に地方公共団体が受理した低周波音に係る苦情の件数は 239 件（前年度 258 件）であった（図 5）。

内訳をみると、工場・事業場に係るものが 67 件（同 75 件）と最も多く 28.0%を占めた（表 6）。

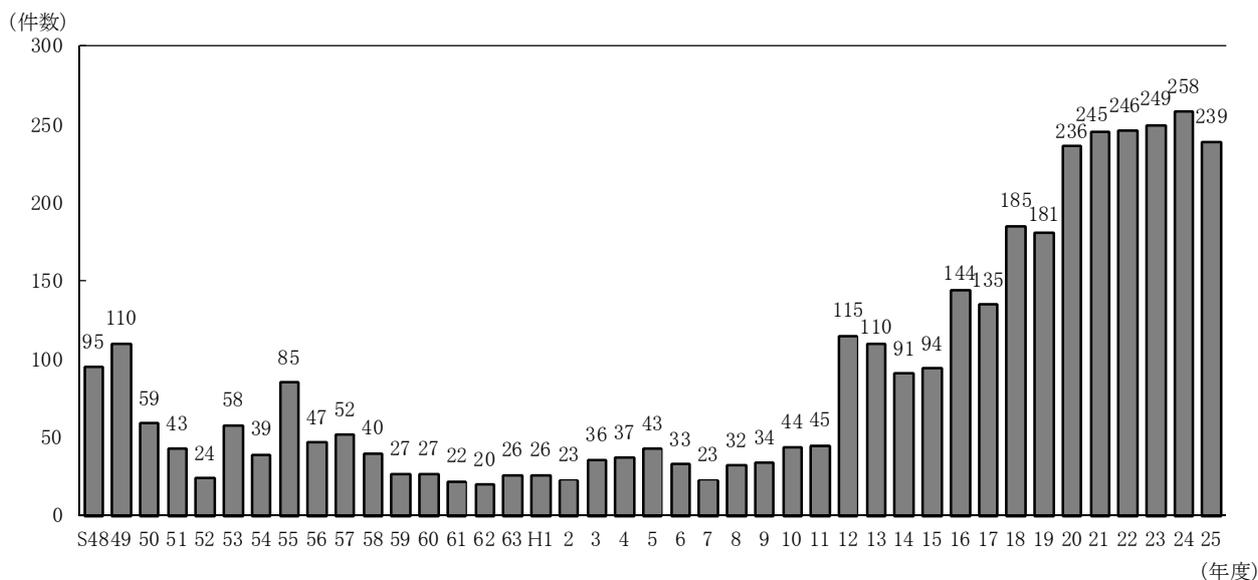


図 5 低周波音に係る苦情件数の年次推移

表6 低周波音に係る苦情件数の内訳

発生源	年度																				合計	(件数)
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25			
工場・事業場	12	16	19	22	21	61	52	40	45	49	54	75	72	65	65	67	83	75	67	28.0%		
建設作業	1	1	1	0	0	2	3	1	1	6	5	10	10	7	10	10	16	8	19	7.9%		
道路交通	2	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	5	0	2	3	5	1	5	3	1.3%		
鉄 道	4	3	0	2	1	4	1	3	0	3	1	1	1	2	3	3	0	0	2	0.8%		
家庭生活	0	0	3	7	1	20	16	20	21	21	15	20	26	43	28	46	31	36	36	15.1%		
その 他	4	11	10	11	21	27	37	26	24	64	59	74	72	117	136	115	118	134	112	46.9%		
合 計	23	32	34	44	45	115	110	91	94	144	135	185	181	236	245	246	249	258	239	100.0%		

Ⅲ. 騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

騒音規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は、平成25年度末現在1,309市区町村(前年度1,307市区町村)で、全国の市区町村数の75.1%(同75.0%)に相当した(表7)。

表7 騒音規制法地域指定の状況(平成25年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	746	183	1,742
騒音規制法 地域指定	779	23	459	48	1,309
割合(%)	98.6%	100.0%	61.5%	26.2%	75.1%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

騒音規制法に基づき届出された特定工場等の総数は、平成25年度末現在で211,792件で、前年度(206,766件)より5,026件(2.4%)増加した(表8)。また、特定施設の総数は1,509,653件で前年度(1,496,808件)より12,845件(0.9%)増加した(表9の②)。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として空気圧縮機等を届け出ているものが42.4%と最も多く、次いで金属加工機械が20.7%であった(表9の①)。

特定施設の届出数の内訳をみると、空気圧縮機等が45.1%と最も多く、次いで織機が21.2%、金属加工機械が18.3%の順となった(表9の②)。

表8 特定工場等総数の最近の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定工場等総数	209,947	206,766	211,792
対前年度比 (増減率)	△5,565 (△2.6%)	△3,181 (△1.5%)	5,026 (2.4%)

△は減少を示す。

表9 法に基づく届出件数(平成25年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	43,921	20.7%	金属加工機械	276,356	18.3%
空気圧縮機等	89,845	42.4%	空気圧縮機等	680,531	45.1%
土石用破碎機等	4,753	2.2%	土石用破碎機等	25,470	1.7%
織機	21,639	10.2%	織機	320,026	21.2%
建設用資材製造機械	3,200	1.5%	建設用資材製造機械	4,835	0.3%
穀物用製粉機	554	0.3%	穀物用製粉機	3,470	0.2%
木材加工機械	19,034	9.0%	木材加工機械	58,258	3.9%
抄紙機	748	0.4%	抄紙機	2,457	0.2%
印刷機械	18,724	8.8%	印刷機械	67,708	4.5%
合成樹脂用射出成形機	8,403	4.0%	合成樹脂用射出成形機	63,831	4.2%
鋳造型機	971	0.5%	鋳造型機	6,711	0.4%
計	211,792	100.0%	計	1,509,653	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成25年度中の特定建設作業実施届出件数は80,273件(前年度77,304件)であり(表10)、その内訳をみると、さく岩機を使用する作業が47,175件(同44,626件)と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が17,855件(同17,778件)の順になっており、これらで全体の81.0%を占めた(表11)。

表10 特定建設作業届出件数の最近の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定建設作業届出件数	73,804	77,304	80,273
対前年度比 (増減率)	2,673 (3.8%)	3,500 (4.7%)	2,969 (3.8%)

表11 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	4,410	5.5%
びょう打機を使用する作業	173	0.2%
さく岩機を使用する作業	47,175	58.8%
空気圧縮機を使用する作業	7,300	9.1%
コンクリートプラント等を設けて行う作業	303	0.4%
バックホウを使用する作業	17,855	22.2%
トラクターショベルを使用する作業	762	0.9%
ブルドーザーを使用する作業	2,295	2.9%
計	80,273	100.0%

IV. 騒音規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

平成25年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は987件(前年度980件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が684件(同691件)、報告の徴収が180件(同167件)、騒音の測定が326件(同354件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは180件(同193件)であり、改善勧告が1件(同1件)行われ、改善命令は行われなかった(同1件)。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が831件(同873件)行われた(表12)。

表12 指定地域内の特定工場等騒音に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
立入検査	691	684	△ 1.0%
報告の徴収	167	180	7.8%
騒音の測定	354	326	△ 7.9%
(うち基準超過)	193	180	△ 6.7%
改善勧告	1	1	0.0%
改善命令	1	0	△ 100.0%
行政指導	873	831	△ 4.8%
(参考)苦情件数	980	987	0.7%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

平成25年度の騒音規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は2,196件(前年度2,001件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、立入検査が1,624件(同1,470件)、報告の徴収が308件(同283件)、騒音の測定は390件(同406件)であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは83件(同72件)であり、改善勧告及び改善命令は前年度に引き続き行われなかった。なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、行政指導が1,898件(同1,744件)行われた(表13)。

表13 指定地域内の特定建設作業騒音に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
立入検査	1,470	1,624	10.5%
報告の徴収	283	308	8.8%
騒音の測定	406	390	△ 3.9%
(うち基準超過)	72	83	15.3%
改善勧告	0	0	-
改善命令	0	0	-
行政指導	1,744	1,898	8.8%
(参考)苦情件数	2,001	2,196	9.7%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通騒音に対する措置等の状況

平成25年度の騒音規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は273件(前年度268件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置は、騒音の測定が58件(同57件)行われ、その結果、要請限度を超えていたものが4件(同7件)であった。また、都道府県公安委員会に対する交通規制等の要請は行われず同0件)、道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が2件行われた(同0件)。

なお、これらの騒音規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が1件(同2件)行われ、道路管理者に対する措置依頼が67件(同59件)行われた(表14)。

このほか、公害苦情をきっかけとしていない道路管理者に対する道路の構造改善等の意見陳述が1件行われた。

表14 指定地域内の道路交通騒音に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
騒音の測定	57	58	1.8%
(うち要請限度超)	7	4	△ 42.9%
公安委員会への要請	0	0	-
道路管理者への意見 [※]	0	2	-
要請以外の公安委員会への措置依頼	2	1	△ 50.0%
意見陳述以外の道路管理者への措置依頼	59	67	13.6%
(参考)苦情件数	268	273	1.9%

△は減少を示す。

※) 平成25年度、上記2件の他、公害苦情をきっかけとしていない意見陳述が1件行われた。

注) 苦情に対して騒音規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(お知らせ)

平成 25 年度振動規制法施行状況調査の結果について

平成 27 年 4 月 27 日 (月)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直 通：03-5521-8299
代 表：03-3581-3351
室長事務取扱：近藤 智洋(内線 6510)
係 長：松戸 孝雄(内線 6549)
担 当：出口 裕也(内線 6548)

環境省は、都道府県等からの報告に基づき、平成 25 年度における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域の指定状況、届出件数及び措置等の状況について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、平成 25 年度は 3,351 件で、前年度に比べ 97 件増加しました。

苦情の内訳を見ると、建設作業が最も多く、2,244 件（全体の 67.0%）、工場・事業場が 613 件（18.3%）、道路交通が 259 件（7.7%）等でした。

前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が 90 件（4.2%）、工場・事業場に係る苦情が 36 件（6.2%）増加したものの、道路交通に係る苦情が 15 件（5.5%）、鉄道に係る苦情が 12 件（25.0%）減少しました。

(2) 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成 25 年度末現在、全国の市区町村の 70.7%に当たる 1,232 市区町村でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、平成 25 年度末現在、全国で 129,547 件でした。また、同法に基づき届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、40,406 件でした。

(3) 振動規制法に基づく措置の状況

平成 25 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 151 件でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 127 件、報告の徴収は 36 件、振動の測定は 51 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 4 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が 137 件行われました。

また、指定地域内の特定建設作業に係る苦情は 765 件でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく立入検査は 579 件、報告の徴収は 105 件、振動の測定は 148 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 7 件でした。同法に基づく改善勧告及び改善命令は行われませんでした。行政指導が 656 件行われました。

※詳細は別紙参照。(報道発表トップページの URL より参照)

<http://www.env.go.jp/press/index.html>

(4) その他

調査により得られた自治体毎のデータ等は後日公表いたします。

I. 振動に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成 25 年度に全国の地方公共団体が受理した振動に係る苦情の件数は 3,351 件であった。これは、前年度 (3,254 件) と比べて 97 件 (3.0%) 増加となった (図 1)。

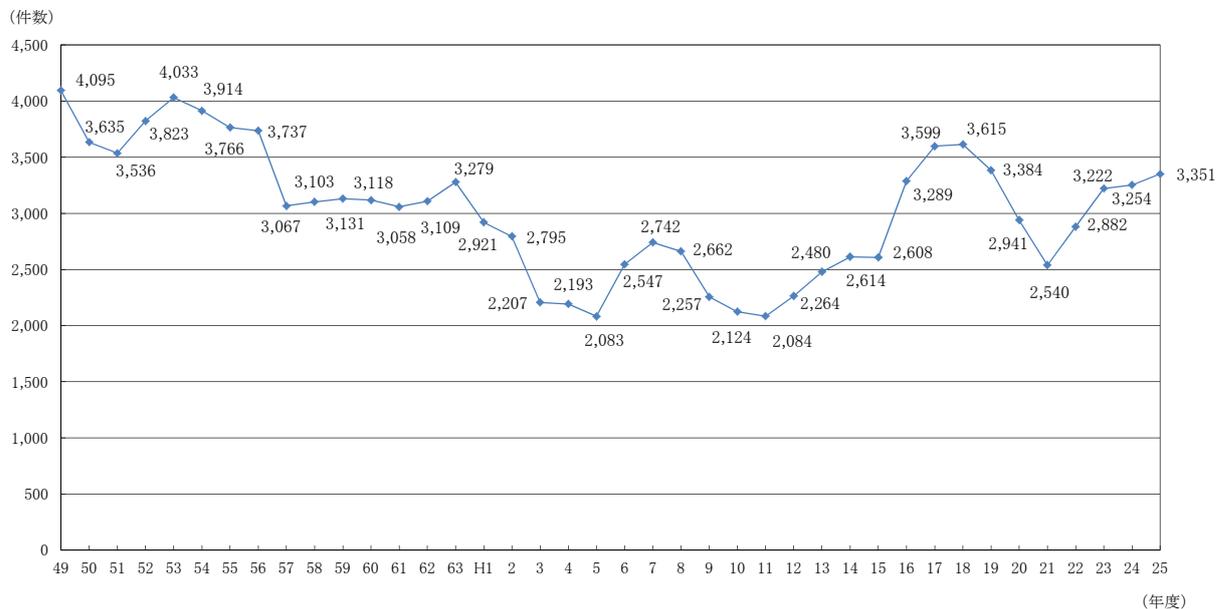


図1 振動苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を発生源別にみると、建設作業が2,244件（全体の67.0%）で最も多く、次いで工場・事業場613件（同18.3%）、道路交通259件（同7.7%）、鉄道36件（同1.1%）の順となっている（図2、図3）。

また、前年度と比較すると、建設作業に係る苦情が90件（4.2%）、工場・事業場に係る苦情が36件（6.2%）増加したものの、道路交通に係る苦情が15件（5.5%）、鉄道に係る苦情が12件（25.0%）減少した。

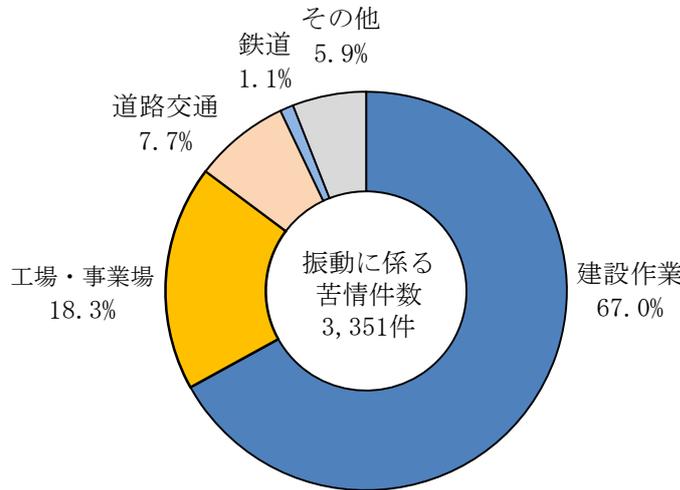


図2 苦情件数の発生源別内訳
(平成25年度)

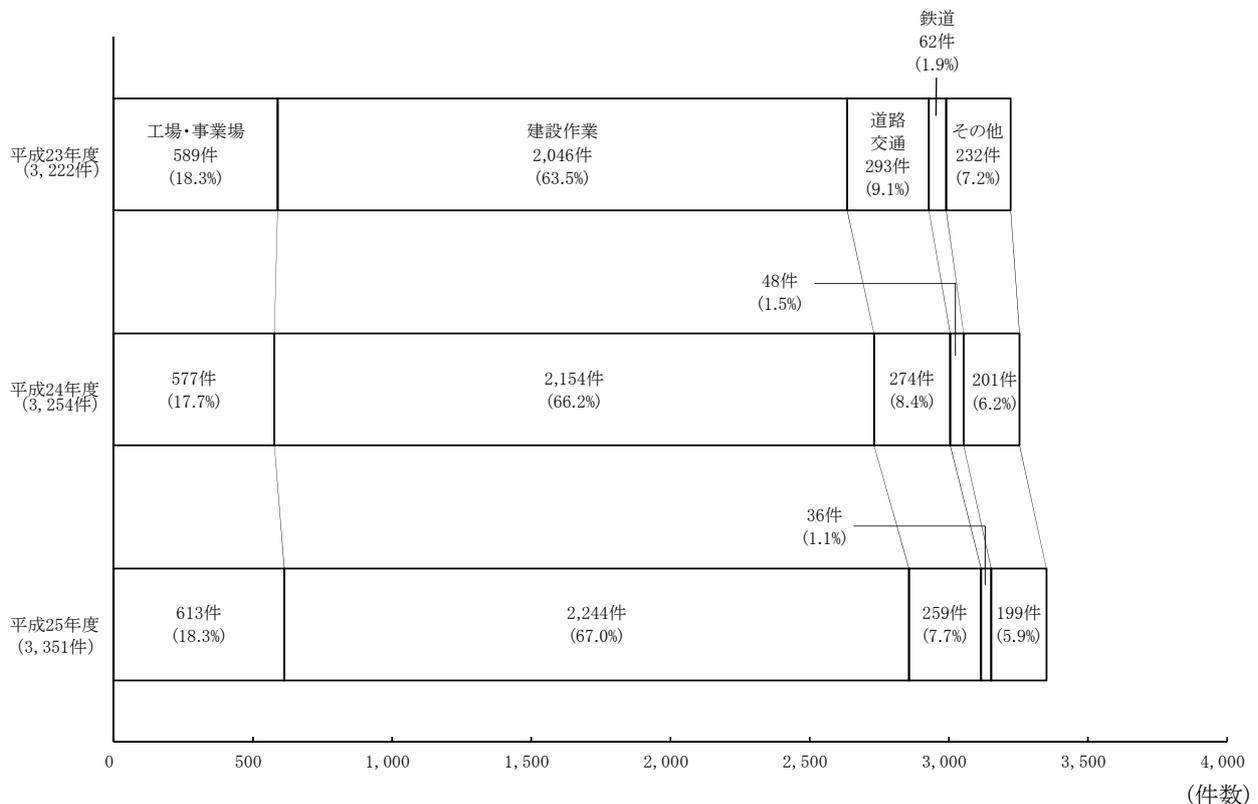


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

(3) 都道府県別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の867件が最も多く、次いで大阪府が377件、神奈川県が312件、埼玉県が309件、愛知県が283件となっている。振動苦情件数の上位5都府県における合計件数が全体の64.1%に達するなど、大都市を有する地域における苦情が大きな割合を占めた。この傾向は、人口100万人当たりの苦情件数においてもほぼ同様であった。(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

	苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	867	東京都	65
2	大阪府	377	埼玉県	43
3	神奈川県	312	大阪府	43
4	埼玉県	309	千葉県	38
5	愛知県	283	愛知県	38
	全国	3,351	全国平均	26

※人口は平成25年10月1日現在の総務省統計局人口推計による。

表2 苦情件数の都道府県別対前年度増減状況

都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	増減率	都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	増減率
北海道	63	60	△3	△4.8%	滋賀県	19	21	2	10.5%
青森県	9	8	△1	△11.1%	京都府	51	45	△6	△11.8%
岩手県	19	8	△11	△57.9%	大阪府	315	377	62	19.7%
宮城県	37	48	11	29.7%	兵庫県	59	85	26	44.1%
秋田県	8	13	5	62.5%	奈良県	17	15	△2	△11.8%
山形県	11	4	△7	△63.6%	和歌山県	7	16	9	128.6%
福島県	25	16	△9	△36.0%	鳥取県	3	11	8	266.7%
茨城県	53	42	△11	△20.8%	島根県	4	7	3	75.0%
栃木県	18	23	5	27.8%	岡山県	39	49	10	25.6%
群馬県	39	49	10	25.6%	広島県	46	44	△2	△4.3%
埼玉県	284	309	25	8.8%	山口県	18	11	△7	△38.9%
千葉県	266	237	△29	△10.9%	徳島県	6	5	△1	△16.7%
東京都	922	867	△55	△6.0%	香川県	3	10	7	233.3%
神奈川県	264	312	48	18.2%	愛媛県	13	15	2	15.4%
新潟県	44	41	△3	△6.8%	高知県	4	4	0	0.0%
富山県	12	4	△8	△66.7%	福岡県	62	43	△19	△30.6%
石川県	11	9	△2	△18.2%	佐賀県	8	8	0	0.0%
福井県	7	11	4	57.1%	長崎県	6	4	△2	△33.3%
山梨県	3	16	13	433.3%	熊本県	16	20	4	25.0%
長野県	12	10	△2	△16.7%	大分県	12	4	△8	△66.7%
岐阜県	31	21	△10	△32.3%	宮崎県	8	14	6	75.0%
静岡県	81	87	6	7.4%	鹿児島県	19	30	11	57.9%
愛知県	268	283	15	5.6%	沖縄県	7	6	△1	△14.3%
三重県	25	29	4	16.0%	合計	3,254	3,351	97	3.0%

△は減少を示す。

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成25年度の工場・事業場に対する苦情総数613件のうち、振動規制法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、151件(全体の24.6%)であった。また、建設作業に対する苦情総数2,244件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は765件(34.1%)となっている(表3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数 (工場・事業場、建設作業)

発生源 の種類 年 度		工場・事業場					建設作業				
		特定工場等		左記以外		計	特定建設作業		左記以外		計
		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外		指定地域内	指定地域外	指定地域内	指定地域外	
平成24年度	件数	131	21	360	65	577	707	24	1,372	51	2,154
	%	22.7%	3.6%	62.4%	11.3%	100.0%	32.8%	1.1%	63.7%	2.4%	100.0%
平成25年度	件数	151	7	383	72	613	765	23	1,387	69	2,244
	%	24.6%	1.1%	62.5%	11.7%	100.0%	34.1%	1.0%	61.8%	3.1%	100.0%

Ⅱ. 振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

(1) 地域指定の状況

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、平成25年度末現在、全国の市区町村の70.7%に当たる1,232市区町村であった(表4)。

表4 振動規制法地域指定の状況(平成25年度末現在)

	市	区	町	村	計
全市区町村数	790	23	746	183	1,742
振動規制法地域指定	752	23	418	39	1,232
割合(%)	95.2%	100.0%	56.0%	21.3%	70.7%

(2) 特定工場等総数及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出されている特定工場等の総数は、平成25年度末現在129,547件で、前年度(126,865件)より2,682件(2.1%)増加している(表5)。また、特定施設の総数は856,032件で前年度(854,820件)より1,212件(0.1%)増加している(表6の②)。

特定工場等の内訳をみると、主な特定施設として圧縮機を届け出ているものが33.7%と最も多く、次いで、金属加工機械が31.5%、織機が14.1%の順となっている(表6の①)。

特定施設の届出数の内訳をみると、金属加工機械が31.7%、織機が28.6%、圧縮機が24.0%とこれら3施設で全体の8割以上を占めている(表6の②)。

表5 特定工場等総数の最近の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定工場等総数	126,864	126,865	129,547
対前年度比 (増減率)	452 (0.4%)	1 (0.0%)	2,682 (2.1%)

表6 法に基づく届出件数(平成25年度末現在)

① 特定工場等総数			② 特定施設総数		
主要な設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	40,860	31.5%	金属加工機械	271,318	31.7%
圧縮機	43,700	33.7%	圧縮機	205,663	24.0%
土石用破碎機等	4,109	3.2%	土石用破碎機等	20,436	2.4%
織機	18,290	14.1%	織機	245,155	28.6%
コンクリートブロックマシン等	840	0.6%	コンクリートブロックマシン等	2,332	0.3%
木材加工機械	2,397	1.9%	木材加工機械	4,469	0.5%
印刷機械	10,182	7.9%	印刷機械	36,509	4.3%
ロール機	689	0.5%	ロール機	3,607	0.4%
合成樹脂用射出成形機	7,268	5.6%	合成樹脂用射出成形機	60,253	7.0%
鋳造型機	1,212	0.9%	鋳造型機	6,290	0.7%
計	129,547	100.0%	計	856,032	100.0%

(3) 特定建設作業の実施届出件数

平成25年度中の特定建設作業実施届出件数は40,406件(前年度38,141件)であり(表7)、その内訳をみると、ブレーカーを使用する作業が33,852件(同31,356件)、くい打機等を使用する作業が5,577件(同5,638件)の順となっており、これらが大部分を占めている(表8)。

表7 特定建設作業件数の最近の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定建設作業届出件数	35,449	38,141	40,406
対前年度比 (増減率)	1,147 (3.3%)	2,692 (7.6%)	2,265 (5.9%)

表8 特定建設作業の届出件数

特定建設作業の種類	届出件数	(%)
くい打機等を使用する作業	5,577	13.8%
鋼球を使用して破壊する作業	50	0.1%
舗装版破碎機を使用する作業	927	2.3%
ブレーカーを使用する作業	33,852	83.8%
計	40,406	100.0%

Ⅲ. 振動規制法に基づく措置の状況

(1) 特定工場等に対する措置等の状況

平成 25 年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情は 151 件（前年度 131 件）であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査が 127 件（同 117 件）、報告の徴収が 36 件（同 33 件）、振動の測定が 51 件（同 64 件）であった。測定の結果、規制基準を超えていたものは 4 件（同 14 件）であり、改善勧告、改善命令は行われなかった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 137 件（同 126 件）行われた（表 9）。

表9 指定地域内の特定工場等振動に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
立入検査	117	127	8.5%
報告の徴収	33	36	9.1%
振動の測定	64	51	△ 20.3%
（うち基準超過）	14	4	△ 71.4%
改善勧告	1	0	△ 100.0%
改善命令	0	0	-
行政指導	126	137	8.7%
(参考) 苦情件数	131	151	15.3%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(2) 特定建設作業に対する措置等の状況

平成 25 年度の振動規制法の指定地域内における特定建設作業に係る苦情は、765 件（前年度 707 件）であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、立入検査 579 件（同 516 件）、報告の徴収 105 件（同 86 件）、振動の測定 148 件（同 175 件）であった。測定の結果、基準を超えていたものは 7 件（同 6 件）であり、改善勧告及び改善命令は前年度に引き続き行われなかった。なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、行政指導が 656 件（同 634 件）行われた（表 10）。

表10 指定地域内の特定建設作業振動に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
立入検査	516	579	12.2%
報告の徴収	86	105	22.1%
振動の測定	175	148	△ 15.4%
（うち基準超過）	6	7	16.7%
改善勧告	0	0	-
改善命令	0	0	-
行政指導	634	656	3.5%
（参考）苦情件数	707	765	8.2%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(3) 道路交通振動に対する措置の状況

平成 25 年度の振動規制法の指定地域内における道路交通騒音の苦情は 227 件（前年度 234 件）であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置は、振動の測定が 64 件（同 91 件）であり、測定の結果、要請限度を超えていたものは 2 件（同 4 件）であった。また、都道府県公安委員会に対する要請は前年度に引き続き行われず、道路管理者に対する要請は 1 件行われた。

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、都道府県公安委員会に対する同様の措置依頼が 6 件（同 4 件）、道路管理者に対する措置依頼が 92 件（同 109 件）行われた（表 11）。

表11 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	増減率
振動の測定	91	64	△ 29.7%
（うち要請限度超）	4	2	△ 50.0%
公安委員会への要請	0	0	-
道路管理者への要請	0	1	-
要請以外の公安委員会への措置依頼	4	6	50.0%
要請以外の道路管理者への措置依頼	109	92	△ 15.6%
（参考）苦情件数	234	227	△ 3.0%

△は減少を示す。

注) 苦情に対して振動規制法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理された苦情に対するものとは限らない。

(お知らせ)

平成 25 年度悪臭防止法施行状況調査の結果について

平成 27 年 4 月 27 日 (月)
環境省水・大気環境局大気生活環境室
直 通：03-5521-8299
代 表：03-3581-3351
室長事務取扱：近藤 智洋 (内線 6510)
係 長：松戸 孝雄 (内線 6549)
係 員：北村 陽典 (内線 6545)

環境省は、都道府県等からの報告に基づき、平成 25 年度における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況、措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

1. 目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

2. 調査結果の概要

(1) 悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、平成 25 年度は 13,792 件であり、前年度に比べ 619 件減少し、10 年連続で減少しました。

苦情の内訳を見ると、野外焼却が最も多く 3,701 件 (全体の 26.8%)、サービス業・その他が 2,097 件 (15.2%)、個人住宅・アパート・寮が 1,621 件 (11.8%) 等でした。

前年度と比較すると、工場・事業場 (サービス業等) に係る苦情が 6,901 件 (前年度 7,561 件) と減少し、規制対象外の発生源 (個人住宅等) に係る苦情が 6,891 件 (同 6,850 件) と増加しました。割合としては 50.0% ずつとなりました。

(2) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 25 年度末現在、全国の市区町村の 73.6% に当たる 1,282 市区町村でした。

(3) 臭気判定士の免状の取得状況

平成 8 年に創設された臭気判定士については、平成 25 年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が 3,189 名 (前年度 3,120 名) となりました。

(4) 悪臭防止法に基づく措置の状況

平成 25 年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情は、5,286 件でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,922 件、報告の徴収は 426 件、測定は 85 件でした。測定の結果、規制基準を超えていたものは 30 件でした。同法に基づく改善勧告が 1 件行われ、改善命令は行われませんでした。行政指導が 1,457 件行われました。

※詳細は別紙参照。(報道発表トップページの URL より参照)

<http://www.env.go.jp/press/index.html>

(5) その他

調査により得られた自治体毎のデータ等は後日ホームページで公表いたします。

I. 悪臭に係る苦情の件数

(1) 苦情件数の推移

平成25年度に全国の地方公共団体が受理した悪臭に係る苦情の件数は13,792件と平成24年度(14,411件)から619件(4.3%)の減少であり、10年連続での減少となった。ただし、苦情件数が1万件前後であった平成3～5年度と比較すると、依然として高い水準である(図1)。

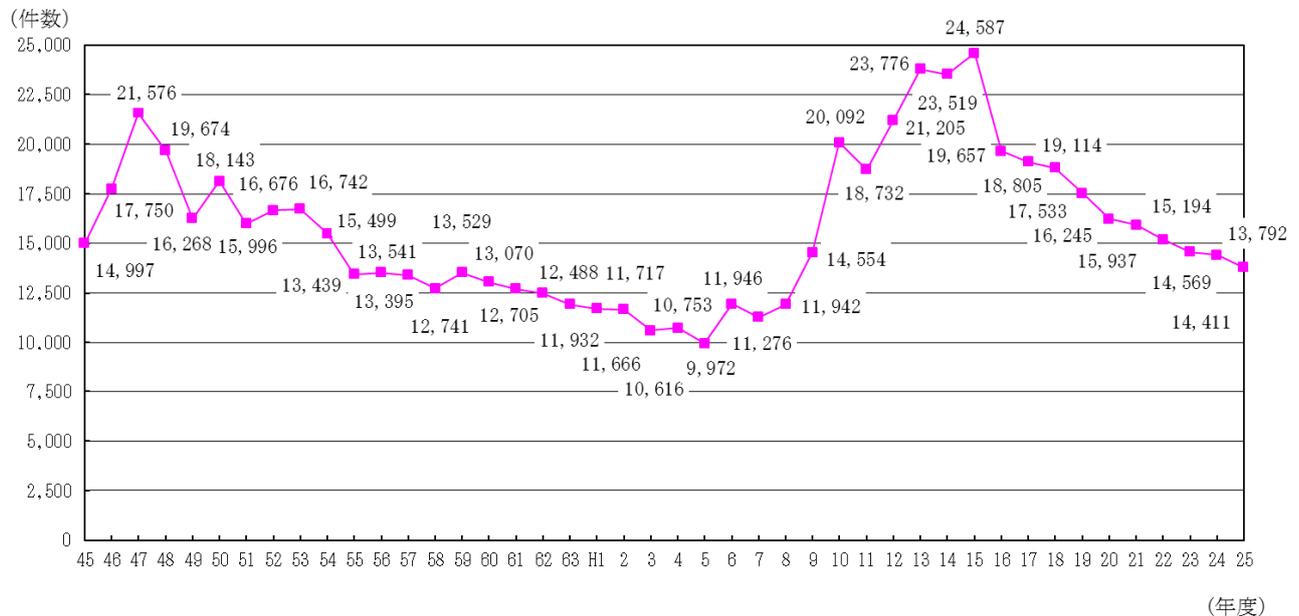


図1 苦情件数の推移

(2) 発生源別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を発生源別にみると、野外焼却に係る苦情が最も多く、3,701件で全体の26.8%を占めた。第2位はサービス業・その他の2,097件(15.2%)、第3位は個人住宅・アパート・寮の1,621件(11.8%)であった(図2、図3)。

また、平成24年度と比較すると、個人住宅・アパート・寮に対する苦情は15件(0.9%)増加しているが、他の苦情件数上位の項目では減少が目立っている。

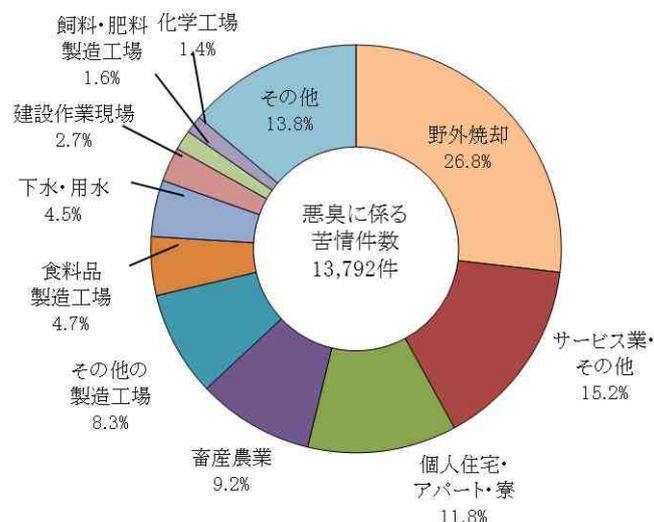


図2 悪臭に係る苦情の内訳
(平成25年度)

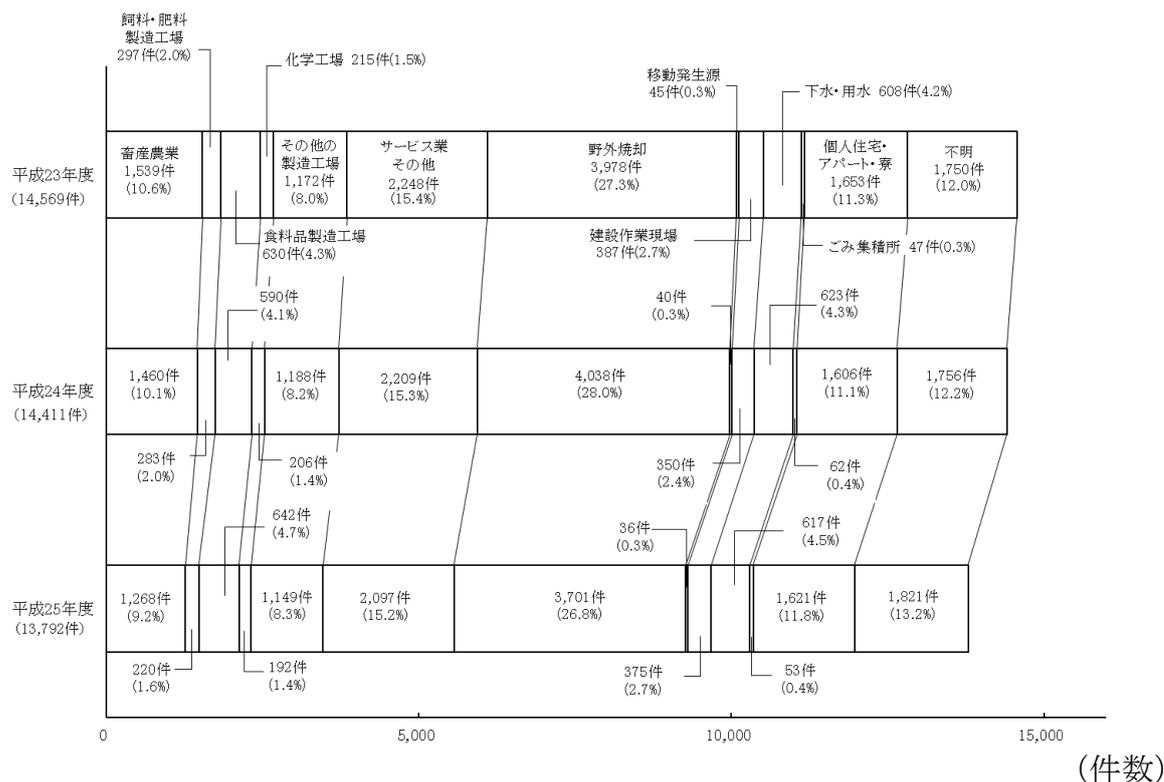


図3 過去3カ年の苦情件数の発生源別内訳

※四捨五入による端数処理のため内数の合計が100%にならないことがある。

(3) 都道府県別の苦情件数

平成25年度の苦情件数を都道府県別にみると、東京都の1,483件が最も多く、次いで愛知県1,287件、神奈川県1,172件、大阪府890件、埼玉県833件の順となっている。これら上位5都府県で総苦情件数の41.1%を占めており、大都市を有する地域における苦情の多さが目立った。ただし、人口100万人当たりの苦情件数で見ると、このような傾向はみられず、地域によってばらつきがあることがわかった。苦情件数を前年度と比較すると、47都道府県中29都道府県で苦情が減少した(表1、表2)。

表1 都道府県別苦情件数(上位5都道府県)

苦情件数		人口100万人当たりの苦情件数	
都道府県	件数	都道府県	件数
1 東京都	1,483	沖 縄 県	271
2 愛 知 県	1,287	宮 崎 県	195
3 神 奈 川 県	1,172	三 重 県	183
4 大 阪 府	890	茨 城 県	178
5 埼 玉 県	833	愛 知 県	173
全 国	13,792	全 国 平 均	108

※人口は平成25年10月1日現在の総務省統計局推計人口による。

表2 都道府県別苦情件数の対前年度比増減状況

都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	対前年度増減比	都道府県	平成24年度	平成25年度	増減	対前年度増減比
北海道	228	216	△ 12	△ 5.3%	滋賀県	129	104	△ 25	△ 19.4%
青森県	89	88	△ 1	△ 1.1%	京都府	346	346	0	0.0%
岩手県	100	87	△ 13	△ 13.0%	大阪府	981	890	△ 91	△ 9.3%
宮城県	182	136	△ 46	△ 25.3%	兵庫県	333	345	12	3.6%
秋田県	103	149	46	44.7%	奈良県	115	96	△ 19	△ 16.5%
山形県	117	133	16	13.7%	和歌山県	134	76	△ 58	△ 43.3%
福島県	129	100	△ 29	△ 22.5%	鳥取県	38	75	37	97.4%
茨城県	499	522	23	4.6%	島根県	46	38	△ 8	△ 17.4%
栃木県	156	227	71	45.5%	岡山県	162	153	△ 9	△ 5.6%
群馬県	222	255	33	14.9%	広島県	220	237	17	7.7%
埼玉県	856	833	△ 23	△ 2.7%	山口県	136	110	△ 26	△ 19.1%
千葉県	738	619	△ 119	△ 16.1%	徳島県	58	44	△ 14	△ 24.1%
東京都	1,629	1,483	△ 146	△ 9.0%	香川県	86	70	△ 16	△ 18.6%
神奈川県	1,170	1,172	2	0.2%	愛媛県	195	185	△ 10	△ 5.1%
新潟県	199	248	49	24.6%	高知県	45	54	9	20.0%
富山県	69	65	△ 4	△ 5.8%	福岡県	510	423	△ 87	△ 17.1%
石川県	73	74	1	1.4%	佐賀県	93	46	△ 47	△ 50.5%
福井県	84	113	29	34.5%	長崎県	177	169	△ 8	△ 4.5%
山梨県	158	113	△ 45	△ 28.5%	熊本県	128	138	10	7.8%
長野県	223	258	35	15.7%	大分県	161	170	9	5.6%
岐阜県	231	227	△ 4	△ 1.7%	宮崎県	225	218	△ 7	△ 3.1%
静岡県	550	519	△ 31	△ 5.6%	鹿児島県	171	161	△ 10	△ 5.8%
愛知県	1,354	1,287	△ 67	△ 4.9%	沖縄県	445	384	△ 61	△ 13.7%
三重県	318	336	18	5.7%	合計	14,411	13,792	△ 619	△ 4.3%

△は減少を示す

(4) 規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

平成 25 年度の総苦情件数 13,792 件のうち、悪臭防止法の規制対象となる規制地域内の工場・事業場に対するものは 5,286 件 (38.3%) であり、規制地域外の工場・事業場に対する苦情が 1,615 件 (11.7%) であった。

また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水など規制対象外の発生源に対する苦情が 6,891 件 (50.0%) であった (表 3)。

表3 規制対象とそれ以外の苦情件数

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	5,286 38.3%	1,615 11.7%	6,901 50.0%
規制対象外の 発生源	5,217 37.8%	1,674 12.1%	6,891 50.0%
合計 (%)	10,503 76.2%	3,289 23.8%	13,792 (100%)

II. 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、平成 25 年度末現在、全国の市区町村の 73.6%に当たる 1,282 市区町村であった (表 4)。

表4 規制地域の指定状況(平成25年度末現在)

市区町村数	規制地域を有する 市区町村数	
	市区町村数	(%)
市	790	739 (93.5%)
区	23	23 (100.0%)
町	746	463 (62.1%)
村	183	57 (31.1%)
計	1,742	1,282 (73.6%)

Ⅲ. 臭気判定士の免状の取得状況

平成8年に創設された臭気判定士については、平成25年度末現在の臭気判定士免状の取得者数が3,189名(前年度3,120名)となった。

Ⅳ. 悪臭防止法に基づく措置の状況

工場・事業場に対する措置等の状況

悪臭防止法の規制地域内における工場・事業場に係る苦情は5,286件(前年度5,803件)であった。

地方公共団体が受理した苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等の件数は、立入検査が2,278件(同1,700件)、報告の徴収が489件(同422件)、測定が85件(同82件)、測定の結果、規制基準を超えていたものが30件(同34件)であった。また、改善勧告が1件(同1件)行われたが、改善命令は行われなかった(同0件)。なお、これらの悪臭防止法に基づく措置のほか、悪臭防止に関する行政指導が1,723件(同1,339件)行われた(表5)。

表5 工場・事業場悪臭に係る措置等の状況

	平成24年度	平成25年度	前年度増減比
立入検査	1,700	2,278	34.0%
報告の徴収	422	489	15.9%
測定	82	85	3.7%
(うち基準超過)	34	30	△11.8%
改善勧告	1	1	0.0%
改善命令	0	0	-
行政指導	1,339	1,723	28.7%
(参考)苦情件数	5,803	5,286	△8.9%

△は減少を示す

注) 苦情に対して悪臭防止法に基づき行われた措置等は、必ずしも当該年度に受理した苦情に対するものとは限らない。

(お知らせ)

環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数の情報提供について

平成 27 年 5 月 12 日 (火)

環境省水・大気環境局大気生活環境室

代表：03-3581-3351

直通：03-5521-8300

室長事務取扱 近藤 智洋 (内線 6510)

室長補佐 行木 美弥 (内線 6543)

係長 梅澤 聖 (内線 6578)

環境省総合環境政策局環境保健部

環境安全課

代表：03-3581-3351

直通：03-5521-8261

課長 森下 哲 (内線 6350)

課長補佐 加藤 拓馬 (内線 6365)

環境省では、平成 18 年度より、都市部を中心としたヒートアイランドによる暑熱環境の悪化等による熱中症患者の増加を未然に防止するため、「環境省熱中症予防情報サイト」を設置し、暑さ指数 (WBGT：湿球黒球温度) の予測値・実況値の提供を行っています。平成 26 年度はアクセス数が 1400 万件にのぼり、多くの方々にご利用いただきました。

今年度は普及啓発資料等を掲載している「環境省熱中症情報サイト」と統合し、スマートフォンにも対応する等、サイトデザインの見直しや機能拡張を行いました。5 月 13 日 (水) ～10 月 16 日 (金) まで情報提供を行います。

1. 目的

近年、地球温暖化やヒートアイランド現象に伴って、都市部を中心に暑熱環境が悪化し、熱中症の発生が数多く報告されています。

これらに対応するため、環境省では平成 18 年度より、熱中症予防情報 (暑さ指数 (WBGT) 予測情報) を提供するホームページを運営しています。サイトへのアクセス数は、平成 25 年度は約 1150 万件、平成 26 年度は約 1400 万件、と年々増加しており、多くの方々にご利用いただいています。これからも一層の取組を推進することで熱中症の予防を図ってまいります。

暑さ指数 (WBGT) とは？

人体に与える影響の大きい①湿度、②日射等からの輻射熱 (黒球温度)、③気温の3つを取り入れた指標です。気温と異なり人体と外気との熱収支に着目した指標で、労働環境や運動環境の指針として ISO 等で規格化されています。(別紙1 参照)

(算出方法)

$$\text{屋外：WBGT} = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

2. 提供する情報等について (太字が主な機能拡張又は変更箇所)

(1) 提供情報サイト

「環境省熱中症予防情報サイト」

(PC) <http://www.wbgt.env.go.jp/>

(スマートフォン) <http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>

(携帯電話) <http://www.wbgt.env.go.jp/kt>

(2) 提供期間

平成 27 年 5 月 13 日 (水) から 10 月 16 日 (金) まで (予定)

(3) 提供情報

①全国 841 地点の暑さ指数(WBGT)の予測値及び実況値

○予測値：当日、翌日、翌々日 (深夜 0 時まで) の 3 時間毎の予測値

○実況値：現在の暑さ指数の実況推定値 (実測地点においては実測値) を 1 時間ごとに算出

*WBGT の実測地点：札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、鹿児島等全国 9 地点

②住宅街やアスファルトの上等の実生活の場や、身長の高い児童を想定した暑さ指数(WBGT)参考値の提供

③暑さ指数(WBGT)予測値等 電子情報提供サービス

④暑さ指数 (WBGT) のランキング表示 (全国、地域別、都府県別、各地点別)

⑤個人向けメール配信サービス (無料) の提供

⑥過去 5 年間の暑さ指数(WBGT)統計値データの提供

⑦熱中症対策に関する普及啓発資料 (「環境省熱中症情報サイト」より移転)

⑧熱中症環境保健マニュアル 2014 (「環境省熱中症情報サイト」より移転)

⑨熱中症に関する関係省庁の取組 (「環境省熱中症情報サイト」より移転)

(4) 「環境省熱中症予防情報サイト」の構成

別紙 2 参照

3. 暑さ指数 (WBGT) 予測値等 電子情報提供サービスについて

企業・個人等のウェブサイトやメールマガジン等で暑さ指数 (WBGT) の情報提供を行う方向けに、全国の暑さ指数 (WBGT) の予測値及び実況値を電子情報の CSV 形式にて提供しています (暑さ指数予測値等電子情報提供サービス)。平成 27 年度からは利用者情報の登録や有償利用時の確認手続きが不要となり、利用しやすくなりました。

4. 個人向けメール配信サービス (無料) について (別紙 2 参照)

本サービスは、環境省が「環境省熱中症予防情報サイト」にて提供している暑さ指数 (WBGT) の予測値及び実況値を、メール配信を行うバイザー (株) が運営する高速メール配

信システム「すぐメール」により個人向けに配信するサービスです。

利用を希望される方は、「熱中症予防情報サイト」のリンクページからバイザー(株)のサイト上の利用規約をお読みいただき、同意の上、お申し込みいただくようお願いいたします。

暑さ指数の表示について

以下 2 つの熱中症指針を指標とし、測定値等を各指標に応じて色分けして表示する。

① (公財) 日本体育協会「熱中症予防運動指針」(2013 年) より

暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防のための運動指針	
31℃以上	運動は原則中止	WBGT 31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28～31℃*	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT 28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
25～28℃*	警戒 (積極的に休息)	WBGT 25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
21～25℃*	注意 (積極的に水分補給)	WBGT 21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃まで	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT 21℃未満では、通常は熱中症の危険は少ないが、水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

*: 28～31℃、25～28℃及び 21～25℃は、それぞれ 28℃以上 31℃未満、25℃以上 28℃未満、21℃以上 25℃未満を示している。

② 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針」Ver. 3 (2013 年) より

温度基準 (WBGT)	注意すべき生活活動の目安	注意事項
危険 31℃以上	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が高い。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 28～31℃*		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 25～28℃*	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。
注意 25℃未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

*: 28～31℃及び 25～28℃については、それぞれ 28℃以上 31℃未満、25℃以上 28℃未満を示している。

平成 26 年の全国の暑さ指数（WBGT）の観測状況及び 熱中症による救急搬送者数と暑さ指数との関係について

○平成 26 年の全国 9 都市における月別の WBGT の高い値が見られた日数は下表のとおりとなりました（（公財）日本体育協会の指針により階級分け）。

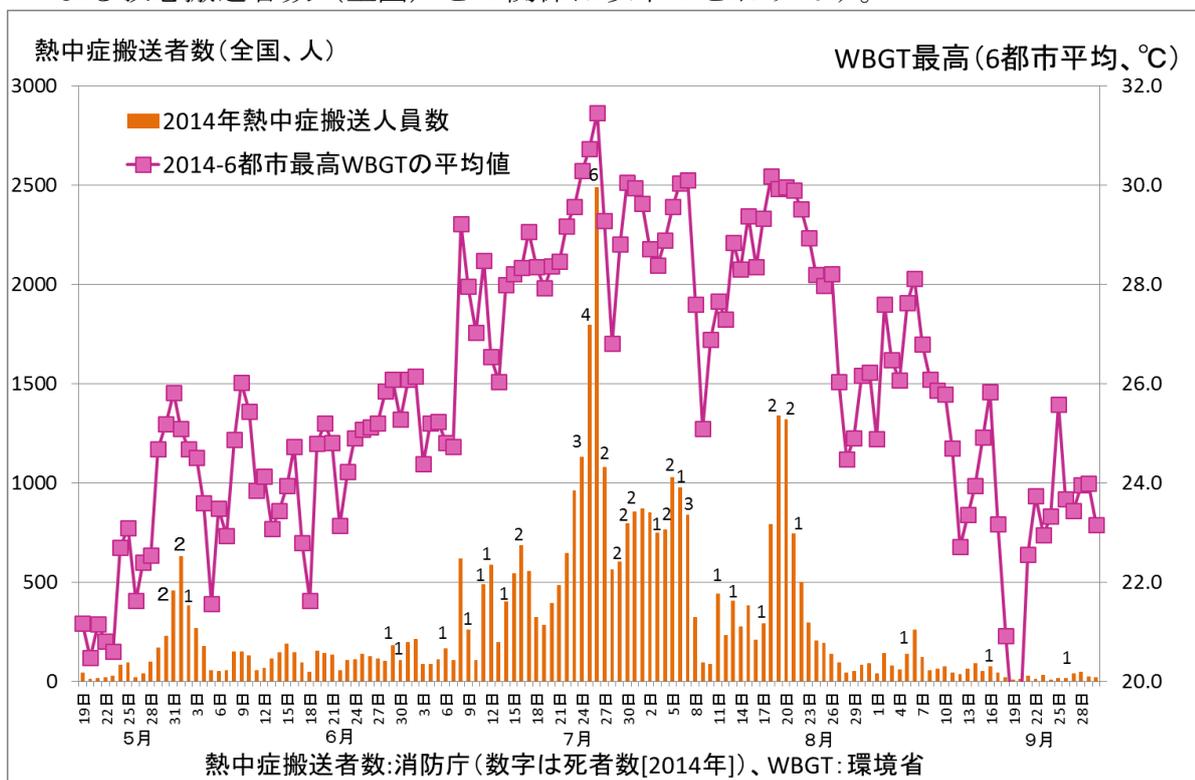
平成 26 年度の 9 都市における暑熱環境（WBGT 日最高値 [1 時間間隔の観測値] による）

単位：日

		札幌	仙台	東京	名古屋	新潟	大阪	広島	福岡	鹿児島
6月	WBGT31℃以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	WBGT28℃以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	WBGT25℃以上	2	1	11	19	4	18	14	15	16
7月	WBGT31℃以上	0	0	2	4	1	2	3	5	6
	WBGT28℃以上	0	8	14	22	4	19	20	18	21
	WBGT25℃以上	11	18	26	30	24	30	28	27	29
8月	WBGT31℃以上	0	2	3	9	0	3	0	0	1
	WBGT28℃以上	1	15	19	19	13	22	20	17	25
	WBGT25℃以上	7	19	24	29	29	29	29	29	31
9月	WBGT31℃以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	WBGT28℃以上	0	0	2	3	0	5	2	6	11
	WBGT25℃以上	1	2	6	12	7	15	12	21	23

○消防庁発表の速報によると、平成 26 年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの熱中症による救急搬送者数は 38,481 人（この期間の 6 都市平均の最高 WBGT は 26.8℃）で、昨年の同時期の救急搬送者数は 54,533 人（6 都市平均最高 WBGT は 27.1℃）を下回りました。

○6 都市（東京都、大阪市、名古屋市、新潟市、広島市、福岡市）の暑さ指数と熱中症による救急搬送者数（全国）との関係は以下のとおりです。



(期間：5月19日～9月30日)

(注) 6 都市における暑さ指数は、環境省の観測と気象庁の観測資料から求めた観測値です。

(お知らせ)
平成 25 年度自動車交通騒音の状況について

平成 27 年 3 月 27 日 (金)
環境省水・大気環境局 自動車環境対策課
直 通：03-5521-8303
代 表：03-3581-3351
課 長：小野 洋 (内線 6520)
課長補佐：本田 卓 (内線 6526)
担 当：加藤 淳 (内線 6527)

環境省は、平成 25 年度に行われた自動車騒音常時監視（騒音規制法の規定に基づき、都道府県及び市（特別区を含む）により自動車騒音の状況が監視されるもの）の報告に基づき、全国の自動車交通騒音の状況について以下のとおり取りまとめました。

1. 自動車騒音常時監視の実施状況

自動車騒音の常時監視は、都道府県等が自動車騒音対策を計画的に行うために地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして平成 12 年度から実施しています。監視に当たっては、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準（平成 17 年 6 月）」に基づき、平成 18 年度以降、原則として 5 年間で対象となる地域全体の評価を行うこととし、計画的に評価対象地域を広げてきているところです。

さらに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）に基づき、平成 24 年 4 月 1 日付で都道府県から一般市へ権限委譲が行われ、平成 25 年度は、全国 828 地方公共団体において、環境基準の達成状況の評価が実施されました。評価の対象は、道路に面する地域における延長 46,347km、7,209 千戸の住居等です。なお、評価の対象となる住居等は、道路端から 50m の範囲にあるものとしています。

2. 環境基準達成状況

(1) 全体の状況

評価対象の全戸数である 7,209 千戸のうち、昼間（6 時～22 時）・夜間（22 時～6 時）のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは 514 千戸（7%）であり、そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは 253 千戸（4%）でした。

幹線交通を担う道路に近接する空間における 3,033 千戸のうち、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していたのは 358 千戸（12%）であり、

そのうち昼夜間とも環境基準を超過していたのは 173 千戸（6%）でした。

環境基準の達成状況の経年変化は、各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要がありますが、報告された範囲では近年緩やかな改善傾向にあります。

（2）道路種類別の状況

全体を道路種類別に分けて集計したところ、昼間・夜間のいずれか又は両方で環境基準を超過していた割合が最も高かったのは都市高速道路であり、65 千戸のうち 8 千戸（12%）でした。

これらの状況は、（独）国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ(環境 GIS 自動車交通騒音実態調査報告)」においても、地図と共に情報提供します。

インターネットアドレス

http://tenbou.nies.go.jp/gis/monitor/?map_mode=monitoring_map&field=8

【全国自動車交通騒音マップ掲載例】



添付資料：平成 25 年度自動車交通騒音の状況
(環境省 HP > 報道発表資料に掲載)

<http://www.env.go.jp/press/index.html>

平成 25 年度航空機騒音及び新幹線鉄道騒音・振動の状況について

環境省水・大気環境局自動車環境対策課 作成

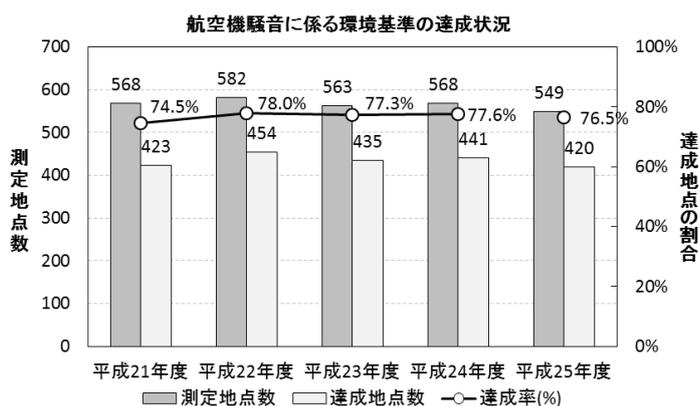
1. 航空機騒音及び新幹線鉄道騒音・振動の環境基準・指針及び地域類型

航空機・鉄道の騒音・振動については、その特性に応じて、環境基準又は指針が設定されています。航空機騒音・新幹線鉄道騒音に係る環境基準については、地域の類型ごとに設定されており、平成 25 年度末現在で、航空機騒音については 34 都道府県において、新幹線鉄道騒音については 26 都府県において類型の指定（未供用の線区に係る地域を除く）が行われています。

2. 環境基準等達成状況

(1) 航空機騒音の状況

航空機騒音に係る環境基準は、平成 19 年の「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和 48 年 12 月環境庁告示第 154 号）の一部改正により新たな評価指標が採用され、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。改正後の初年度となる平成 25 年度においては 549 地点の測定地点のうち 420 地点（76.5%）で達成しました。



(2) 新幹線鉄道騒音・振動の状況

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、平成 25 年度においては 496 地点の測定地点のうち 289 地点（58.3%）で達成しました。

また、東海道、山陽、東北及び上越新幹線沿線において、主に住居地域を中心におおむね 75 デシベル以下が達成されていますが、一部で達成していない地域が残されています。新幹線鉄道振動については、振動対策指針値はおおむね達成されています。

